

令和5年度健康福祉局で策定する分野別計画の素案について

1 要旨・目的

健康福祉局の主要施策（施策領域：健康、医療・介護、地域共生社会）に係る分野別計画について、令和6年度を始期とする次期計画を策定する。

2 現状・背景

本県では「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン（計画期間：令和3年度～令和12年度）」に掲げる「欲張りなライフスタイル」の実現に向けて、県民が長く日々の健康と自立を保ち、また病気や加齢で衰えても、自らが希望する場所や暮らし方で安心して生活を続けられるための基盤として「全ての県民のQOLの向上」を目指して各種施策を展開することとしており、各計画の内容の整合を図りながら次期計画を策定する。

3 概要（全ての計画について今回素案を提出）

計画名	根拠法	次期計画期間
①健康ひろしま21 県民一人ひとりの健康的な生活習慣の実践や県民の主体的な健康づくりのための環境整備を推進するための計画	・健康増進法	R6.4 ～R18.3
②広島県食育推進計画 食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、県民の心身の健康増進と豊かな人間形成を目指すための計画	・広島県食育基本条例 ・食育基本法	R6.4 ～R12.3
③広島県歯と口腔の健康づくり推進計画 妊産婦、乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期に応じた適切かつ効果的な歯科口腔保健を推進するための計画	・広島県歯と口腔の健康づくり推進条例 ・歯科口腔保健の推進に関する法律	R6.4 ～R12.3
④広島県依存症対策推進計画 アルコール健康障害・ギャンブル等依存症の段階に応じた対策を定め、不適切な飲酒・ギャンブル等へののめり込みを防止することにより、本人の健康問題や重大な社会問題の発生を低減し、安心して暮らすことのできる社会を実現するための計画	・アルコール健康障害対策基本法 ・ギャンブル等依存症対策基本法	R6.4 ～R12.3
⑤広島県保健医療計画 地域に必要な医療を確保するための二次保健医療圏、基準病床数、がん対策や脳卒中対策などの5疾病、救急医療対策などの6事業等の施策を定める基本となる計画 ※広島県循環器病対策推進計画、広島県がん対策推進計画、広島県医療費適正化計画を統合	・医療法 ・循環器病対策基本法 ・がん対策基本法 ・高齢者の医療の確保に関する法律	R6.4 ～R12.3

<p>⑥広島県感染症予防計画</p> <p>感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針を定めた計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 	<p>R6.4 ～R12.3</p>
<p>⑦ひろしま高齢者プラン</p> <p>老人福祉計画と介護保険事業支援計画、介護給付適正化計画を一体的に作成し、介護サービス・施設の必要量等を定めた、高齢者施策の推進の基本となる計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉法 ・介護保険法 	<p>R6.4 ～R9.3</p>
<p>⑧広島県地域福祉支援計画</p> <p>「地域共生社会」の実現に向け、市町の地域福祉計画に基づく取組の支援や、地域における高齢、障害、子供・子育て、生活困窮等の福祉に関し、各分野で横断的に取り組むべき事項を定めた計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法 	<p>R6.4 ～R12.3</p>
<p>⑨広島県障害者プラン</p> <p>障害の有無に関わらず、身近な地域で安心して生活でき、相互に人格や個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、取り組むべき事項を定めた計画</p> <p>※広島県障害福祉計画・障害児福祉計画を統合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者基本法 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 ・児童福祉法 	
<p>⑩広島県困難な状況にある女性の支援計画</p> <p>困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針や支援のための施策などを定めた計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 	<p>R6.4 ～R8.3</p>

4 「欲張りなライフスタイル」の実現に向けた取組の全体像

別紙参照

5 スケジュール

区分	令和5年									令和6年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
策定作業	計画骨子案整理									パブリックコメント		計画策定
							計画素案整理					
生活福祉保健委員会		計画概要報告					計画骨子案			※ 計画素案		

※ 集中審議については、1月常任委員会への素案提出後に実施予定

「全ての県民のQOLの向上」に向けた、健康福祉局における取組の全体像

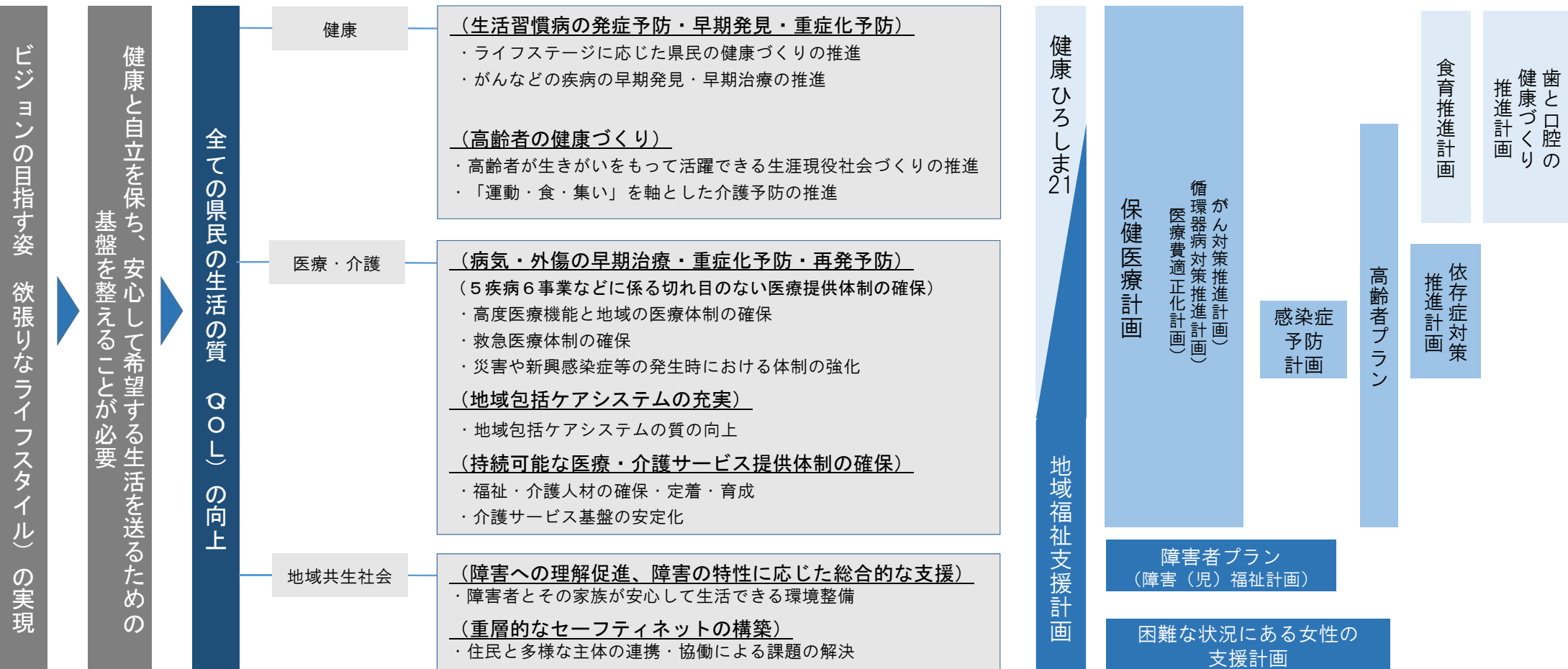
【目指す姿】

【施策領域】

【目指す姿の実現に向けたビジョンの取組の方向】

【今回策定する分野別計画】

※ () の計画は、保健医療計画又は障害者プランと一体的に策定



※) QOL (Quality Of Life) とは：病気や健康障害などの制限がない、制限があっても自己実現に向かえる状態 (欲張りなライフスタイルの基盤)

1 趣旨等

(1) 趣旨

本県の健康増進施策全般に関する基本計画である「健康ひろしま21（第2次）」（平成25年度～令和5年度・平成30年3月中間見直し）が終期を迎えることから、次期計画「健康ひろしま21（第3次）」を策定する。

(2) 計画期間

令和6（2024）年度～令和17（2035）年度（12年間）

(3) 計画の位置づけ

健康増進法（平成14（2002）年法律第103号）第8条に基づき策定する法定計画であり、「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」、保健医療に関する計画（保健医療計画等）、高齢者プラン、食育推進計画、歯と口腔の健康づくり推進計画等の関係計画との整合や調和を図る。

2 次期計画の概要

現行計画の振り返りや今後見込まれる社会情勢の変化を踏まえて、次期計画の目指す姿や施策体系、評価指標などを以下のとおりとする。

(1) 基本理念

県民誰もが、より健やかに、安心して、生きがいを持ちながら自分らしく暮らし続けられる社会の実現

(2) 目指す姿

- ①人生100年時代を迎える中、県民一人一人が、それぞれのライフステージに応じて、心身ともに健康で活躍しています。
- ②そのため、若い時期から生涯を通じた健康の大切さとリスクを意識し、デジタル技術やデータも活用しながら、運動や食事等の生活習慣の改善など、健康を維持する行動が身に付いています。
- ③特定健康診査やがん検診の確実な受診行動を取るなど、個々人の健康医療データを活用しながら、適切なタイミングで適切な治療を受ける行動が身に付いています。
- ④高齢になっても健康で、一人一人がこれまで培った経験・能力を生かすことができる機会が拡大し、就労や地域貢献など生きがいを持って社会で活躍しています。
- ⑤健康等に関して何か不安を感じたときに、自分が住み慣れた地域に気軽に相談できる専門職やその連携が確保されています。
- ⑥健康な食環境や身体活動・運動を促す環境をはじめとし、自然に健康になれる環境がつくられています。

(3) 目標

①総括目標

指標	現状 (令和元年)	目標 (令和17年)	
健康寿命の延伸	【広島県】男性 72.71 年 【広島県】女性 74.59 年	【全国】男性 72.68 年 【全国】女性 75.38 年	全国平均を上回り、平均寿命の伸び以上に延伸

②注視する目標

指標	現状 (令和3年)	目標 (令和17年)	
「日常生活が自立している期間の平均」の延長	【広島県】男性 80.5 年 【広島県】女性 85.0 年	【全国】男性 80.0 年 【全国】女性 84.3 年	全国平均以上

(4) 施策体系

目指す姿の実現に向けて、女性の健康づくりを重点施策として注力するとともに、以下の施策体系に基づいて取組を推進する。

施策区分	施策の方向	主な取組
I 生活習慣及び社会環境の改善	1 栄養・食生活	・減塩、野菜摂取、栄養バランス等の普及啓発
	2 身体活動・運動	・ウォーキングや体操を中心に普及啓発
	3 休養	・心身の疲労の回復のための休養の普及啓発
	4 飲酒	・多量飲酒に対する対策
	5 たばこ	・禁煙支援（特に妊婦を中心とした女性）
	6 歯・口腔の健康	・ライフステージに応じた歯周病対策
II 主要な生活習慣病の予防と重症化予防の徹底	1 がん	・がん検診の受診促進
	2 循環器病	・特定健康診査等の実施率向上 ・循環器病に関する情報提供・相談支援
	3 糖尿病	・糖尿病の予防、重症化予防
	4 COPD	・COPDに関する普及啓発、予防
III ライフステージに応じた健康づくりの推進	1 次世代の健康	・健全な生活習慣の確立
	2 若い世代、働き盛り世代の健康	・健康経営の推進（生活習慣改善等）
	3 高齢者の健康・介護予防の推進	・介護予防の推進、認知症対策
IV 個人の健康を支え、守るための社会環境の整備	1 こころの健康	・メンタルヘルス対策、多様な関係者との連携
	2 社会とのつながり、多様な主体による健康づくり	・地域とのつながりの強化 ・多様な主体による健康づくり
	3 自然に健康になれる環境づくり	・食生活、受動喫煙の対策等、自然と健康づくりに取り組める環境づくり ・歩きたくなるウォークアブルなまちづくり

<主な取組と成果指標>

重点項目 女性の健康づくり

【Ⅰ 生活習慣及び社会環境の改善】

施策の方向 1 栄養・食生活（肥満、やせ） 2 身体活動・運動（運動習慣） 3 休養（睡眠）

【Ⅱ 主要な生活習慣病の予防と重症化予防の徹底】

施策の方向 2 循環器病（高血圧） 3 糖尿病（糖尿病）

【Ⅲ ライフステージに応じた健康づくりの推進】

施策の方向 3 高齢者の健康・介護予防の推進（骨折）

【Ⅳ 個人の健康を支え、守るための社会環境の整備】

施策の方向 1 こころの健康（精神的な不調）

<p>現状 (問題点とその要因) 課題</p>	<p>○健康寿命の延伸に向けて、予防すべき6疾患（脳血管疾患、心疾患、糖尿病、がん、骨折、認知症）に影響を与える疾病・傷病等の状況を男女別年代別に全国との比較を行った結果、本県女性は、高齢期において、高血圧、糖尿病、骨折の受療率が全国平均より高くなっている。</p> <p>○広島県県民健康意識調査（令和5年度）では、40～64歳女性の肥満や20歳代女性のやせの割合が高く、20～64歳女性の運動習慣のある人の割合が低くなっている。本県女性は、運動習慣、多量飲酒、睡眠などで全国平均より劣っている。</p> <p>○また、39歳以下の若い世代、特に女性で「精神的な不調」が原因で「健康上の問題で日常生活に問題がある」と回答している人の割合が高い。特に、若い世代の女性の精神疾患（うつ等）の受療率が全国平均より高い。</p> <p>○こうした本県女性の健康上、生活習慣上の問題についての要因分析が十分できていないことから、調査分析を行い、必要な対策を検討・実施する必要がある。</p>		
<p>取組</p>	<p>○女性の健康上、生活習慣上の問題について、調査分析を行い、必要な対応を検討・実施する。</p> <p>　　<調査内容等></p> <p>　　女性の食生活、運動習慣、睡眠、特定健康診査、骨折、骨粗鬆症、精神的なストレス等について、健康寿命の長い県と比較し、本県が低調な要因等を分析する。新規</p>		
<p>指標</p>	<p>日ごろから健康に気をつけるようにしている人の割合 (20～64歳女性)</p> <p>精神的な不調が原因で日常生活に影響がある人の割合 (20～30代女性)</p>	<p>現状値（令和5年）</p> <p>21.5%</p> <p>33.0%</p>	<p>目標値（令和17年）</p> <p>55%</p> <p>20%</p>

その他の主要な取組

【Ⅱ 主要な生活習慣病の予防と重症化予防の徹底】

施策の方向1 がん（がん検診の受診促進）

<p>現状 (問題点とその要因) ・ 課題</p>	<p>職域検診においては、従業員の「がん検診」の受診しやすい環境整備を行うことで、受診率が向上している。</p> <p>一方で、市町がん検診の対象者は、検診の重要性を理解しても認知バイアス的思考に影響されやすく、行動変容(受診)につながっていないことから市町検診での認知バイアスを解消するための取組を行う必要がある。</p> <p>女性がん(子宮頸がん・乳がん)については受診率が伸び悩んでおり、医療機関による検診受診の場合、居住地の市町が指定する医療機関のみでの受診が可能であり、かかりつけ医等で受診できないことが要因の一つとして考えられ、女性がん検診が県内の医療機関どこでも受診できる環境を整備する必要がある。</p>		
<p>取組</p>	<p>○関係機関と連携した「がん対策職域推進アドバイザー」の伴走型支援による中小企業の受診環境整備を引き続き行う。</p> <p>○関係機関や市町と連携し、協会けんぽの被扶養者への勧奨のための事業や各市町での効果的な受診勧奨や再勧奨の実施に加えて、認知バイアス的思考を解消するための仮説(ナッジ等)を検討し、ナッジを活用した受診勧奨・再勧奨の実装・全県展開を図る。</p> <p>○女性がんについては、県医師会、地区医師会、関係機関、各市町と連携し、受診者の居住地にかかわらず県内どこでも受診できる仕組みの構築を検討する。</p> <p>○効果的な取組については、このノウハウを今後がん検診全般に広げられるよう検討する。</p>		
<p>指標</p>	<p>がん検診受診率</p>	<p>現状値(令和4年)</p> <p>胃 50.4%、肺 47.7%、大腸 44.0% 子宮 42.5%、乳 42.6%</p>	<p>目標値(令和10年)</p> <p>60% (全種別)</p>

施策の方向2 循環器病（特定健康診査等の実施率向上）

<p>現状 (問題点とその要因) ・ 課題</p>	<p>○本県の特定健康診査実施率は、全国と比べて低い状況にあり、県民に特定健診受診の必要性や循環器病のリスクなどの知識が十分に浸透していない。</p> <p>○特定健康診査が受診しやすいものとなるよう、受診者の利便性を考慮した受診環境の整備を図る必要がある。</p> <p>○将来の生活習慣病発症予防のために、循環器病や糖尿病のリスクを有する人を早期に把握し、保健指導等により生活習慣を改善させ、治療が必要な人については、重症化予防のため、早期に医療機関を受診するよう働きかける必要がある。</p> <p>○循環器病の発症予防・早期発見・治療・リハビリ・社会復帰について一貫した情報提供・相談支援体制が十分でなく、また、患者や家族においてリハビリテーションなどの支援の選択にあたって疑問や悩みが生じることが多いことから、循環器病に関する適切な情報を得るとともに相談できる体制を整備する必要がある。</p>		
<p>取組</p>	<p>○生活習慣病の予防と早期発見に努め、生活習慣の改善や早期に適切な治療へと結びつけるため、県民に対して、特定健康診査・特定保健指導の意義や効果について、ホームページやSNS等を活用し、周知・啓発を行う。</p> <p>○医療保険者等と連携し、土・日・夜間健診、レディース健診、がん検診との同時実施、商業施設での実施など特定健康診査を受診しやすい環境の整備に取り組む。</p> <p>○特定健康診査後の特定保健指導や医療機関での受診が適切に行われるよう、市町、各保険者及び関係機関と連携して取り組む。</p> <p>○循環器病に係る相談対応や情報提供の中心的な役割を担う拠点を設置し、循環器病の予防のための生活習慣の改善、特定健康診査の受診の必要性等の普及啓発などを行うとともに、患者・家族に対する治療やリハビリ、社会復帰までの相談対応を行う。新規</p>		
<p>指標</p>	<p>特定健康診査の実施率</p>	<p>現状値(令和3年)</p> <p>52.5%</p>	<p>目標値(令和11年)</p> <p>70%</p>

【Ⅲ ライフステージに応じた健康づくりの推進】

施策の方向2 若い世代、働き盛り世代の健康（健康経営の推進）

<p>現状 (問題点とその要因) ・ 課題</p>	<p>○「健康経営」に取り組む中小企業は、近年急激に増加しているが、その企業数は1割に満たず、「取り組みたいが、何から始めればよいのかわからない。」「取り組んだ場合の効果がわからない。」といった意見があり、具体的な支援や、普及啓発が必要である。</p> <p>○「健康経営」に取り組み始めた企業についても担当者が実践に課題を感じており、「健康経営」の取組を定着させ、健康経営の質の向上を図る必要がある。</p> <p>○働き盛り世代の従業員に対して、将来の生活習慣病等のリスクを認識し、健康的な生活習慣を定着できるように、一人一人の行動変容を促すような支援が必要となる。</p>		
<p>取組</p>	<p>○中小企業を対象とし、健康経営導入・継続セミナーの開催や、「健康経営」に取り組む企業の表彰等により、「健康経営」実践企業の拡大を図る。</p> <p>○健康経営の更なる推進や質の向上に向けて、経済、医療、保険者、自治体、健康づくり団体等に意見を聞きながら課題を共有し、有効な方法について検討する。また、企業が健康経営を進めるにあたり、企業の個別課題に応じて必要な支援を行う。新規</p> <p>○食事、運動、休養等の健康的な生活習慣の定着に向けた行動変容に寄与する方法について、実証試験を実施し、エビデンスの得られた支援について社会実装を行う。「健康経営」により、企業全体で取り組む利点を活用し、企業内の環境整備を含めた取組とする。</p>		
<p>指標</p>	<p>「健康経営」に取り組む中小企業数</p>	<p>現状値（令和4年）</p>	<p>目標値（令和11年）</p>
		<p>4,015社</p>	<p>7,200社</p>

【Ⅳ 個人の健康を支え、守るための社会環境の整備】

施策の方向2 多様な主体による健康づくり（県民の健康づくりを支援する社会環境の整備）

<p>現状 (問題点とその要因) ・ 課題</p>	<p>○これまで、生活習慣病予防と早期発見・早期治療、重症化予防の必要性等について周知啓発に取り組み、県民の健康に関する意識は高まっているが、若い時期からの生活習慣の改善や、がん検診、特定健康診査の受診といった健康づくりの実践に十分につながっていない。</p> <p>○個人の健康は、家庭、学校、地域、職場等の社会環境の影響を受け、個人の取組のみでは限界があるため、市町や企業、大学等の多様な主体と連携しながら、地域や職場等の様々な場面において、各世代に応じた取組を推進するなど、社会全体で個人の健康づくりを支援する環境の整備を図る必要がある。</p> <p>○市町や一部の企業、関係団体等で、県民の健康づくりを支援する取組が行われているが、それぞれの活動に留まっており、全県的な機運醸成につながっていない。</p>		
<p>取組</p>	<p>○「ひろしま健康づくり県民運動推進会議」において、市町や企業、大学、関係団体等と連携し、それぞれが持つ資源や強みを活かしながら、健康づくりの重要性等を効果的に発信したり、日常生活における運動習慣の定着や適切な食生活の実践など、生活習慣の改善に向けた行動変容のきっかけづくりに取り組む。</p> <p>○市町や企業、関係団体等が行っている健康づくりの取組を集約し、一体的に発信しながら、更なる企業、関係団体等の参画を促し、全県的な機運醸成、取組の推進につなげていく。</p>		
<p>指標</p>	<p>県民の健康づくりを支援する企業・団体等の数</p>	<p>現状値（令和5年）</p>	<p>目標値（令和17年）</p>
		<p>17社</p>	<p>50社</p>

1 趣旨等

(1) 趣旨

本県の食育推進に関する基本計画である「第3次広島県食育推進計画」(平成30年度～令和5年度)が終期を迎えることから、次期計画「第4次広島県食育推進計画」を策定する。

(2) 計画期間

令和6(2024)年度～令和11(2029)年度(6年間)

(3) 計画の位置づけ (※現行計画を引き継ぐ)

食育基本法(平成17年法律第63号)に基づき策定する法定計画であり、「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」、広島県健康増進計画「健康ひろしま21」、歯と口腔の健康づくり推進計画、広島県地産地消促進計画、広島県食品の安全に関する基本方針及び推進プラン等の関係計画との整合や調和を図る。

2 次期計画の概要

現行計画の振り返りや今後見込まれる社会情勢の変化を踏まえて、次期計画の目指す姿や施策体系、評価指標などを以下のとおりとする。

(1) 基本理念 (※現行計画を引き継ぐ)

あらゆるライフステージにおける多様な暮らしの中で、食に関する知識を身につけ、判断力を養い、適切な食生活を実践することにより、いつまでも心身ともに健やかな生活を送ることができる広島県を実現します。

(2) 目指す姿 (※現行計画を引き継ぐ)

- ①すべての県民が、食と健康に関する知識を深め、健全な食生活を実践しています。
- ②子供や若者たちが、様々な生活状況においても、健やかな食生活を送っています。
- ③すべての県民が、食に関する学びと体験を通して、食を取り巻く環境を考えています。
- ④すべての県民が、地域の伝統的な食文化や地域の特性を活かした食生活を大切にしています。
- ⑤県民一人ひとりの食育の実践につながる社会環境が整っています。

(3) 施策体系

目指す姿の実現に向けて、「1健康寿命につながる健全な食生活の獲得、実践」及び「5県民一人ひとりの食育の実践につながる社会環境の整備」を重点施策として注力するとともに、以下の施策体系に基づいて取組を推進する。

施策区分	施策の方向	主な取組
1 健康寿命につながる健全な食生活の獲得、実践 重点 拡充	ア 1日の食塩摂取量の減少	・企業に対する減塩商品の開発や、惣菜、外食料理への食塩相当量表示の働きかけ 拡充 ・食品表示に係る情報提供や講習会の開催等
	イ 1日の野菜摂取量の増加	・企業と連携した野菜摂取増に向けた啓発
	ウ 毎日朝食を食べる県民の割合の増加	・朝食摂取のメリットにかかる情報発信
	エ 主食・主菜・副菜のバランスの取れた食事	・栄養バランスの取れたモデル食の提案

	オ 適正体重を維持している人の割合の増加	<ul style="list-style-type: none"> ・やせの状態が身体に及ぼす影響の周知 ・食事のバランスと適正な量についての情報提供 ・高齢者の低栄養の予防
	カ 職場における従業員等の健康に配慮した食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・社員食堂におけるヘルシーメニューの提供 ・健診後の保健指導の場を活用した情報提供等
	キ 高齢者の低栄養の予防	<ul style="list-style-type: none"> ・通いの場等における低栄養予防のための食生活の周知・助言 拡充 ・家庭以外の友人やコミュニティにおける食を通じた交流の促進等
	ク 生涯を通じた歯と口腔の健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・定期歯科検診の推進、正しい歯科保健行動の定着の促進
2 子供や若者たちの健やかな食生活の実践 拡充	ア 子供や若い世代に対する食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ひろしまネウボラ等における栄養指導、食生活の正しい知識の普及 ・給食等を通じた、家庭・地域が一体となった食育の推進 ・科学的根拠に基づく健康づくり、食生活の情報発信とピアエデュケーションの手法による啓発 拡充 など
	イ 食を楽しむ環境づくりの推進（共食の推進）	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークライフバランスの啓発による、家庭や友人等との共食の機会の促進
	ウ 困難な家庭状況の子供に対する健全な食生活の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における共食の機会の拡大
3 食に関する学びと体験通じた環境への理解取組の推進	ア 県内農林水産物の利活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・生産者と消費者がつながるイベントや店舗での効果的なPR など
	イ 農林漁業体験活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・関係団体等と連携した農業体験イベント開催等
	ウ 食の安全・安心に関する正しい知識の習得と取組の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・食品の安全性等に関する情報提供
	エ 食品ロスの削減に向けた取組の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・食品ロスの削減
4 伝統文化や地域の特性を活かした食生活への理解促進	ア 食文化の情報収集・普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・郷土料理の情報提供と継承活動の促進
	イ 学校給食や保育所給食等における郷土料理等の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・給食施設における郷土料理の導入等
	ウ 関係者の連携による食文化の伝承と活用の積極的な推進	<ul style="list-style-type: none"> ・食文化の継承に不可欠な料理人の発掘・育成、若者への料理人の魅力の発信
5 県民一人ひとりの食育の実践につながる社会環境の整備 重点 新規	ア 関係機関と連携した食育の情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携した食育に関する情報発信
	イ 「健康的で持続可能な食環境づくりのための戦略的イニシアチブ」の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・産学官により構成する組織体による健康課題の解決に向けた検討・活動等 新規
	ウ デジタルツールを活用した食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの充実とデジタルツールの積極的な活用（レシピ提供、調理動画等）

<主な取組と成果指標>

【1 健康寿命につながる健全な食生活の獲得、実践】

施策の方向 ア 1日の食塩摂取量の減少

<p>現状 (問題点とその要因)</p> <p>課題</p>	<p>減塩の必要性についての周知や栄養成分表示の活用普及等による啓発を行っており、本県成人の食塩摂取量は全国平均より低く減少傾向にあるが、目標である1日8g以下は達成できていない。</p> <p>おいしさが優先され、味付けの濃いものが多くある外食や惣菜の利用頻度が増加していることから、平素より食品中の食塩量を意識する必要がある。</p> <p>また、惣菜等への食塩量の表示は必須ではないことや、表示が判りづらいことも多いことから、意識せず食塩を摂取していると考えられる。</p> <p>若い世代からの減塩を進めるためには、幼児期からうす味に親しむことが重要であり、家庭においては食品を選ぶ力、食品を組み合わせる力や調理技術の獲得が必要である。</p>		
<p>取組</p>	<p>市町やボランティアによる食育に関するセミナーや調理実習などの実践活動を実施する。食材選択、減塩につながる献立の立て方、基本的な調理技術の獲得等、家庭での減塩の実践に資する取組を行う。</p> <p>県民対象の食品表示講習会を開催し、食品表示に関心を持ち、減塩商品等を自らの食生活に活用する人を増やすことで、食塩摂取量の減少につなげる。</p> <p>若い世代からの減塩を進めるため、親子料理教室や保護者対象のセミナーを開催し、素材の味を生かしたうす味の料理に親しむ機会を増やす。</p> <p>事業者に対しては、うす味でも美味しい商品の開発や惣菜、外食料理への食塩量の表示、減塩商品のPRなどを働きかける。 拡充</p>		
<p>指標</p>	<p>1日の食塩摂取量の減少(成人)</p>	<p>現状値(令和元年)</p> <p>9.7g</p>	<p>目標値(令和11年)</p> <p>8.0g</p>

施策の方向 イ 1日の野菜摂取量の増加

<p>現状 (問題点とその要因)</p> <p>課題</p>	<p>県民の1日当たりの野菜摂取量は252gで、目標である350gに達していない。調理に手間がかかることや、調理の仕方を知らない、外食での野菜の使用量が少ないことなどが要因として考えられる。</p> <p>企業や大学等と連携した野菜摂取量を見える化し健康意識を高める取組などにより、大学生等の野菜摂取のきっかけづくりを行い、学生食堂等における野菜料理の売り上げ増などにつながった。</p> <p>野菜摂取不足や野菜摂取のメリットを認識し、簡単に野菜を摂取できる方法を知ることや、調理の技術を身に付けることが必要である。</p>		
<p>取組</p>	<p>野菜の日(8月31日)や愛菜の日(1月31日)などにあわせ、お手軽野菜のレシピの試食宣伝やレシピ配布、野菜料理コンテストの開催、野菜摂取量を見える化し、摂取量を把握する機会の提供など、企業等と連携しながら野菜摂取増に向けた啓発を行う。</p> <p>また、カット野菜や半調理済食品の活用等、負担感なく調理技術を身に付けることができるよう、情報発信を推進する。</p>		
<p>指標</p>	<p>1日の野菜摂取量の増加</p>	<p>現状値(令和元年)</p> <p>252g</p>	<p>目標値(令和11年)</p> <p>350g</p>

施策の方向 ウ 毎日朝食を食べる県民の割合の増加

<p>現状 (問題点とその要因)</p> <p>課題</p>	<p>毎朝朝食を食べる県民の割合は、全体では 82.8%であるが、20 歳代男性で改善傾向にあるものの、若い世代については、依然として低い状況にある。特に若い女性の朝食欠食率は 27.6%と高い。</p> <p>朝食を食べない理由は、時間がない、準備が面倒、準備されていない等であり、朝食摂取に関するメリットが十分に理解されていないことによると考えられ、科学的根拠に基づいた朝食摂取のメリット等について理解を促進する必要がある。</p> <p>また、朝食は家で食べるものという考え方にこだわらず、生活習慣やライフスタイル、ニーズに合わせた提供方法も検討していく必要がある。</p>														
<p>取組</p>	<p>大学生を含めた若い世代に対しては、科学的根拠に基づく朝食摂取のメリット等についての情報発信を行う。</p> <p>保護者に対して、簡単な朝ごはんレシピの紹介と調理デモンストレーション等を、ボランティアによる親子料理教室や保育所等で行うなど、実践に結びつく啓発を実施する。</p> <p>また、モーニングを提供している飲食店の紹介など、家庭以外の場面でも手軽に朝食を摂取できる場の情報発信を、食品関連事業者等と連携して行う。</p>														
<p>指標</p>	<p>毎日朝食を食べる 県民の割合の増加</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">現状値（令和 5 年）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20 歳代男性</td> <td>61.4%</td> </tr> <tr> <td>20 歳代女性</td> <td>53.5%</td> </tr> <tr> <td>30 歳代男性</td> <td>68.0%</td> </tr> <tr> <td>30 歳代女性</td> <td>72.6%</td> </tr> </tbody> </table>	現状値（令和 5 年）		20 歳代男性	61.4%	20 歳代女性	53.5%	30 歳代男性	68.0%	30 歳代女性	72.6%	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標値（令和 11 年）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>いずれも 85%以上</td> </tr> </tbody> </table>	目標値（令和 11 年）	いずれも 85%以上
現状値（令和 5 年）															
20 歳代男性	61.4%														
20 歳代女性	53.5%														
30 歳代男性	68.0%														
30 歳代女性	72.6%														
目標値（令和 11 年）															
いずれも 85%以上															

施策の方向 キ 高齢者の低栄養の予防

<p>現状 (問題点とその要因)</p> <p>課題</p>	<p>高齢期（概ね 65 歳以上）においては、加齢による身体の変化により運動機能の低下や食事摂取量の減少がみられる。</p> <p>介護に至る最も大きな要因は、骨折、転倒であり、特に高齢者期の女性においては、骨粗鬆症の発症とそれに伴う骨折のリスクを持つ人が増えてくる。</p> <p>介護認定率の上昇を抑制するため、低栄養のハイリスク者に対しては、メタボリックシンドローム対策に重点を置いた食生活から、低栄養予防のための食生活に移行していくことが必要である。</p> <p>高齢者の単独世帯では、調理が面倒・困難なことにより食事内容が単調になりやすく、低栄養やフレイルにつながる可能性があり、高齢者が食を楽しみ、地域で元気に過ごすための食育を推進する必要がある。</p>								
<p>取組</p>	<p>高齢者が定期的集まり、体操などを通じて交流する「通いの場」や地域の高齢者サロン等に、栄養士・管理栄養士やボランティア等を派遣し、低栄養予防のための食事の摂り方などについて、周知や助言を行う。 拡充</p> <p>また、家族以外の友人やコミュニティとの食を通じた交流の促進により、食することへの意欲や楽しみが持てるよう、生活の質（QOL）の維持・向上に向けて、市町、ボランティア団体等と連携して取り組む。</p>								
<p>指標</p>	<p>低栄養傾向（BMI 20 以下）の高齢者の割合</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">現状値（令和元年）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">16.3%</td> </tr> </tbody> </table>	現状値（令和元年）		16.3%		<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標値（令和 11 年）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13%未満</td> </tr> </tbody> </table>	目標値（令和 11 年）	13%未満
現状値（令和元年）									
16.3%									
目標値（令和 11 年）									
13%未満									

【2 子供や若者たちの健やかな食生活の実践】

施策の方向 ア 子供や若い世代に対する食育の推進

<p>現状 (問題点とその要因) 課題</p>	<p>20 歳代の女性においては、朝食をほとんど食べないと回答した者の割合が 27.6%と高く、4人に1人がBMI 18.5未満の「やせ」の状態にある。 若い時期に「やせ」の状態であることによる、骨粗鬆症の若年発症リスクの増加、筋力不足による基礎代謝量の低下など、将来の身体に及ぼす影響について理解を促進するとともに、朝食やバランスのとれた食事の重要性について普及啓発等に取り組む必要がある。</p>						
<p>取組</p>	<p>若い女性のやせに対する取組としては、食生活と健康の関係を理解し、適正体重の維持など体調の自己管理に努める習慣を身に付け、将来の生活習慣病の予防につながるよう、企業や大学等と連携し、朝食摂取やバランスの取れた食事の必要性について、エビデンスに基づき情報発信を行う。 また、県内の栄養士・管理栄養士養成施設と連携し、身近で信頼できる仲間や友達と正しい知識・スキル・行動を共有しあう「ピアエデュケーション（仲間教育）」による啓発を実施する。 拡充</p>						
<p>指標</p>	<p>20 歳代女性のやせの者の割合</p>	<table border="1"> <tr> <th>現状値（令和 5 年）</th> <th>目標値（令和 11 年）</th> </tr> <tr> <td>25.2%</td> <td>15%未満</td> </tr> </table>	現状値（令和 5 年）	目標値（令和 11 年）	25.2%	15%未満	
現状値（令和 5 年）	目標値（令和 11 年）						
25.2%	15%未満						

【5 県民一人ひとりの食育の実践につながる社会環境の整備】

施策の方向 イ 「健康で持続可能な食環境づくりのための戦略的イニシアチブ」の推進

<p>現状 (問題点とその要因) 課題</p>	<p>食に関する知識を習得し、実践に結びつけるといった個人の取組に加え、望ましい食生活を意識しなくても実践できるよう、健康課題を社会全体の課題としてとらえ、解決に向けた検討を関係者の連携と協働により行う必要がある。</p>						
<p>取組</p>	<p>食塩の過剰摂取、若年女性のやせ、経済格差に伴う栄養格差等を社会全体の課題として捉え、産学官で構成する組織体の連携・協働により、これらの課題解決に向けた具体的な取組の検討や活動を実施し、誰もが自然に健康になれる食環境づくりを推進する。 新規 具体的には、栄養・食に関する新たな研究成果や知見を踏まえ、包括連携協定締結企業等との協働による全県的、継続的な広報活動や、減塩製品の開発と提供等、県民の行動変容に寄り添い、後押しする食環境づくりを推進する。</p>						
<p>指標</p>	<p>広島県イニシアチブへの参加企業数</p>	<table border="1"> <tr> <th>現状値（令和 5 年）</th> <th>目標値（令和 11 年）</th> </tr> <tr> <td>—</td> <td>10 社</td> </tr> </table>	現状値（令和 5 年）	目標値（令和 11 年）	—	10 社	
現状値（令和 5 年）	目標値（令和 11 年）						
—	10 社						

1 趣旨等

(1) 趣旨

本県の歯科保健施策全般に関する基本計画である「第2次広島県歯と口腔の健康づくり推進計画」（平成30年度～令和5年度）が終期を迎えることから、次期計画「第3次広島県歯と口腔の健康づくり推進計画」を策定する。

(2) 計画期間

令和6（2024）年度～令和11（2029）年度（6年間）

(3) 計画の位置づけ（※現行計画を引き継ぐ）

ア 法的根拠等

歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23（2011）年法律第95号）第15条に基づく都道府県計画及び広島県歯と口腔の健康づくり推進条例（平成23（2011）年3月14日条例第23号）第11条の規定に基づく広島県歯と口腔の健康づくり推進計画として策定。

イ 他計画との関係

広島県総合計画「安心・誇り・挑戦 ひろしまビジョン」（令和2（2020）年10月策定）における施策領域のうち、「健康」領域の目指す姿・施策の方向性を反映する。

広島県健康増進計画「健康ひろしま21」、広島県保健医療計画、ひろしま高齢者プラン、広島県食育推進計画等の関連計画と調和を図りながら、施策を推進する。

2 次期計画の概要

現行計画の振り返りや今後見込まれる社会情勢の変化を踏まえて、次期計画の目指す姿や施策体系、評価指標などを以下のとおりとする。

(1) 基本理念（※現行計画を引き継ぐ）

すべての県民が、生涯を通じて自分の歯を保ち、食事や会話を楽しみ、健康で生き生きと暮らせる社会の実現

(2) 目指す姿（※現行計画を引き継ぐ）

歯科疾患の予防及び口腔機能の獲得・維持向上により、歯の喪失防止や全身性疾患の予防・改善を図り、健康寿命の延伸を目指します。

(3) 総括目標

指標	現状 (令和4年)	目標 (令和11年)	増減
80歳で20本以上の自分の歯を有する人の割合	62.0%	65%以上	3.0%増
50歳以上における咀嚼良好者の割合	71.6%	80%以上	8.4%増

(4) 施策体系

生涯を通じて自分の歯を保ち、食事や会話を楽しみ、健康で生き生きと暮らせる社会の実現に向けて、施策体系（取組の方向性等）について、次のとおり見直す。

- ・ 歯周病を有する人は増加しており、歯周病対策が歯科保健推進において重要視されていることから施策体系の1つとして位置づけ、さらに、50歳代から始まる口腔機能の低下など、年齢に応じた施策分野とするため、青壮年期と中年期・高齢期に分ける。
- ・ 障害児（者）、要介護者に対しては専門的な口腔健康管理が必要となるため施策分野を分ける。
- ・ 高齢化による在宅歯科医療ニーズの増加に対応し、地域包括ケアシステムの質を高めるための支援を行う。
- ・ 生活習慣病や周術期など全身疾患と関連した取組を行うため、これまでの施策分野を統合する。
- ・ 災害発生時における歯科保健支援体制の構築等に取り組む。

施策区分	施策の方向	主な取組
I ライフステージに応じた歯周病対策の推進 重点	(1) 妊婦・乳幼児期	○妊婦の歯周病対策について 拡充 ○フッ化物の重要性と正しい利用方法の周知啓発
	(2) 小・中・高等学校期	○生涯を通じた正しい歯科保健行動の定着に向けた歯科保健指導
	(3) 青壮年期	○本人や事業者に対する定期的な歯科健診受診の重要性の周知啓発
	(4) 中年期・高齢期	○本人や事業者に対する定期的な歯科健診受診の重要性の周知啓発 ○「通いの場」等を活用した口腔機能の維持向上 拡充
II 障害児（者）、要介護者の口腔健康管理体制の充実	(1) 障害児（者）	○専門的な口腔健康管理が実施できる歯科医師、歯科衛生士の養成 ○家族や施設職員等に対する定期的な歯科健診受診の重要性の周知啓発
	(2) 要介護者	○専門的な口腔健康管理が実施できる歯科医師、歯科衛生士の養成 ○要介護者及びその家族等に対する口腔健康管理の重要性の周知啓発
III 地域包括ケアシステムの支援を強化する在宅歯科医療の充実 新規		○訪問歯科診療に関する周知・啓発 ○訪問歯科診療に対応できる歯科医師、歯科衛生士の育成 ○在宅歯科診療設備の環境整備
IV 全身疾患と関連した歯科口腔保健の推進 重点		○歯周病と生活習慣病等との関連性についての周知啓発 ○周術期における口腔機能管理の重要性の周知啓発 ○上記に関わる医科歯科連携の推進
V その他		○子供の歯科健康格差に関する取組 ○災害発生時における歯科保健支援体制の構築等 新規

<主な取組と成果指標>

【Ⅰ ライフステージに応じた歯周病対策の推進】

施策の方向1 **重点** 妊婦・乳幼児期（妊婦の歯周病対策について）

<p>現状 (問題点とその要因) ・ 課題</p>	<p>妊娠期は女性ホルモンの増加やつわり等による不十分な歯みがき等により、妊婦特有の歯肉炎やう蝕や歯周炎が進行しやすい。また、重度の歯周炎は、早産や低体重児出産のリスクがあるなど、妊娠期における歯科健診は重要である。</p> <p>しかし、受診勧奨の実施など妊婦歯科健診についての取組が十分されていないことや、妊婦歯科健診に対応可能な歯科医療機関が少ないことから、妊婦歯科健診受診率が低い市町があり、県内全体の受診率が50%に満たない状況が続いている。</p> <p>市町や関係機関と連携しながら、市町が実施する妊婦歯科健診の受診率向上につなげていく必要がある。</p>		
<p>取組</p>	<p>○ ひろしまネウボラを担う保健師等の専門職に対し、歯科保健に関する基礎的な知識等を習得する研修を行うとともに、母子健康手帳交付時や乳幼児健診時における妊婦・乳幼児期における正しい歯科保健行動の啓発の実施</p> <p>○ 市町や産婦人科等と連携した受診勧奨 新規</p>		
<p>指標</p>	<p>妊婦歯科健診を受診する人の割合</p>	<p>現状値（令和4年） 47.8%</p>	<p>目標値（令和11年） 65%以上</p>

施策の方向2 **重点** 中年期・高齢期（口腔機能の維持向上について）

<p>現状 (問題点とその要因) ・ 課題</p>	<p>口腔機能の低下（オーラルフレイル）についての認知度が低く、中年期から知らない間にオーラルフレイルが始まることについて理解が浸透しておらず、令和4年度広島県歯科保健実態調査によると、50歳以上で「噛めないものがある」と回答した人の割合が2割を超えている。</p> <p>口腔機能の低下が全身のフレイルにつながり要介護のリスクが高まることから、オーラルフレイルについて普及啓発等を行う必要がある。</p>		
<p>取組</p>	<p>○ 通いの場等に加えて市町の節目健診を活用したオーラルフレイルの周知・予防 拡充</p> <p>○ 中年期からの口腔機能維持向上のため、歯科衛生士の確保が難しい市町が行う健診や健康増進イベント、通いの場等への歯科衛生士の派遣 拡充</p>		
<p>指標</p>	<p>50歳以上における咀嚼良好者の割合</p>	<p>現状値（令和4年） 71.6%</p>	<p>目標値（令和11年） 80%以上</p>

【Ⅲ 地域包括ケアシステムの支援を強化する在宅歯科医療の充実 **新規**】

<p>現状 (問題点とその要因) ・ 課題</p>	<p>高齢化の進展に伴い、在宅での診療を必要とする高齢者が増加し、在宅医療のニーズが増加することが見込まれている。</p> <p>要介護者の口腔状況が悪化することにより、低栄養等を引き起こし、要介護度が重くなるおそれがある。</p> <p>しかし、介護職員等に、在宅歯科診療に関する知識や情報が少なく、また、歯科医院においても在宅歯科診療に対応できる人材が少ないことや、在宅歯科診療に必要な器具等の購入にかかる負担もあることから、対応できる訪問歯科診療所が増えておらず、在宅歯科医療のニーズに対応できていない。</p> <p>在宅歯科診療を行うための環境整備及び在宅歯科診療に対応可能な歯科医院に関する情報発信を強化する必要がある。</p>		
<p>取組</p>	<p>○ 地域包括支援センターにおける研修会等の機会を捉えた、ケアマネジャーや訪問看護師等に対する、在宅歯科診療に関する情報提供 新規</p> <p>○ 在宅歯科診療に対応できる歯科医師・歯科衛生士の育成</p> <p>○ 在宅歯科診療を行うための設備整備補助</p>		
<p>指標</p>	<p>相談できる歯科医院がある地域包括支援センターの割合</p>	<p>現状値（令和5年） 72.6%</p>	<p>目標値（令和11年） 100%</p>

【IV 全身疾患と関連した歯科口腔保健の推進】

施策の方向1 **重点** 歯周病と生活習慣病等との関連性についての周知啓発

現状 (問題点とその要因) ・ 課題	特に若い世代で歯周病と糖尿病などの生活習慣病との関連性について認知度が低く、糖尿病治療中患者が歯科の受診勧奨を受ける機会も少ない。 歯周病である場合、糖尿病の悪化など全身に影響するため、医科歯科連携を推進する必要がある。		
取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定保健指導等の機会を捉えて、かかりつけ歯科医等における定期的な歯科健診受診の周知啓発 新規 ○ 歯科関連団体と連携し、歯周病と生活習慣病等との関連性についての周知啓発 ○ かかりつけ医による糖尿病患者への歯科受診勧奨など、医科歯科連携の推進 		
指標	歯周病と糖尿病の関係を 知っている人の割合	現状値 (令和4年)	目標値 (令和11年)
		46.9%	60%以上

施策の方向2 **重点** 周術期における口腔機能管理の重要性の周知啓発

現状 (問題点とその要因) ・ 課題	全身麻酔下の手術を受ける患者については、術前術後に適切な口腔機能管理を行い、口腔内の細菌を減らすなど良好な状態にしておくことで、術後の健康状態の回復も良好となり、投薬量の軽減や入院日数の短縮等の効果がある一方で、周術期に適切な口腔機能管理が行われなければ術後の合併症につながるおそれがある。 周術期における口腔機能管理の重要性について、県民や医療機関の認知度が低く、医科と歯科で十分連携ができていない地域がある。		
取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 歯科関連団体と連携し、周術期における口腔機能管理の有効性等の周知啓発 ○ 全身麻酔の手術を行う医療機関及び歯科関連団体等と連携して、周術期の口腔機能管理等に関する情報共有や周術期の口腔機能管理の必要性について周知啓発し、地域における医科歯科連携の仕組みを構築 		
指標	手術前に口腔機能管理を行うことで 術後の合併症の発生を少なくする効果があることを知っている人の割合	現状値 (令和4年)	目標値 (令和11年)
		36.4%	50%以上

【V その他】

取組の方向1 **新規** 災害発生時における歯科保健支援体制の構築等

現状 (問題点とその要因) ・ 課題	大規模自然災害の発生による避難生活等により、歯みがきなどの口腔ケアが十分にできないことによるう蝕や歯周疾患の罹患や、義歯の手入れ不足や紛失による食事摂取への影響や誤嚥性肺炎を引き起こす可能性がある。 また、歯科医療機関が地域一帯で被災することにより、被災地域で歯科診療が実施できなくなる可能性がある。 そのため、関係団体と連携しながら的確かつ迅速に対応できる体制を構築し、災害時に口腔ケアができないことによる二次健康被害の防止や、被災地域の地域歯科医療を支援していく必要がある。		
取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 歯科医療関係者との災害歯科保健についての意見交換を通して、災害時の歯科医療体制の構築検討 ○ 災害時に対応できる人材の育成に向けた研修等の実施 		
指標	歯科関連団体間で災害 関連協議ができていない状態	現状値 (令和4年)	目標値 (令和11年)
		年1回協議会開催	年3回以上協議会開催

1 趣旨等

(1) 趣旨

アルコール健康障害対策基本法第14条第1項に基づく「都道府県アルコール健康障害対策推進計画」及びギャンブル等依存症対策基本法第13条第1項に基づく「都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画」として、本県の実情を勘案した依存症対策の推進に関する計画を策定（改定）する。

(2) 計画期間

令和6（2024）年度～令和11年度（6年間）

(3) 計画の位置づけ

アルコール健康障害対策基本法（平成25年法律第100号）及びギャンブル等依存症対策基本法（平成30年法律第74号）に基づき策定する計画であり、「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」、「広島県保健医療計画」、「健康ひろしま21」等の関係計画との整合や調和を図る。

(4) 対象

県民、医療機関、市町、医療保険者及び関係事業者

2 次期計画の概要

現行計画の振り返りや今後見込まれる社会情勢の変化を踏まえて、次期計画の目指す姿や施策体系、評価指標などを以下のとおりとする。

(1) 基本理念 ※現行計画を引き継ぐ

- ・ 県内どこに住んでいても、生涯にわたっていきいきと暮らすことができるよう、質が高く安心できる精神保健医療提供体制を構築します。
- ・ 県民誰もが、より健やかに、安心して、生きがいを持ちながら、自分らしく暮らし続けられる社会を実現します。

(2) 目指す姿 ※下線部：次期計画からの新規追加・変更部分

- ① アルコールに依存する人やギャンブル等にのめり込む人が減り、本人の健康問題、本人及び家族の日常生活や社会生活での問題の発生が低減されています。
- ② 依存症（アルコール健康障害、ギャンブル等依存症）の発生予防から相談、治療、再発予防・回復支援に至るまで切れ目のない支援体制が確保されています。

(3) 総括目標

指標		現状 (令和5年)	目標 (令和11年)	増減
生活習慣病のリスクを高める量※を 飲酒している人	成人男性	14.7%	13%以下	▲1.7%
	成人女性	10.5%	6.4%以下	▲4.1%

※ 純アルコール量 男性40g以上、女性20g以上

- ・ 国内外の研究結果から、がん、高血圧、脳出血、脂質異常症などの飲酒に関連する多くの健康問題のリスクは、1日平均飲酒量とともにほぼ直線的に上昇することが示されており、これらの知見からは生活習慣病のリスクを高める飲酒量の閾値は低ければ低いほどよいことが示唆される。一方、全死亡、脳梗塞及び虚血性心疾患については、飲酒量との関係がほぼ直線的に上昇するとは言えない。男性では44g（日本酒2合/日）程度以上の飲酒（純アルコール摂取）では非飲酒者や機会飲酒者に比べてリスクが高くなることを示す研究が多い。また、女性では22g（日本酒1合/日）程度の飲酒で、リスクが高くなることを示す研究がある（健康日本21（第三次）推進のための説明資料(令和5年5月)）。

(4) 施策体系

目指す姿の実現に向けて、「発生予防」、「進行予防」及び「再発予防」の各段階において、以下の施策体系に基づいて取組を推進する。

施策区分	施策の方向	注力する取組
I 発生予防 (1次予防)	1 教育、広報・啓発の推進 2 不適切な飲酒の誘引の防止 3 ギャンブル等へののめり込み防止	【1】 アルコール使用障害スクリーニング、ブリーフ・インターベンション（飲酒量低減のための短期・簡易介入）※普及促進 【2】 ギャンブル等依存症治療専門医療機関の整備 【3】 地域連携による依存症早期発見・早期対応、継続支援（地域の関係機関が連携した継続的なサポート体制）
II 進行予防 (2次予防)	1 健康診断及び保健指導【1】 2 医療の充実【2】 3 飲酒運転等をした者に対する指導等 4 相談支援等【3】	
III 再発予防 (3次予防)	1 アルコール依存症・ギャンブル等依存症に係る医療の充実【3】 2 社会復帰の支援・民間団体の活動に対する支援【3】	

<主な取組と成果指標>

【I 発生予防（1次予防）】

取組の方向 アルコール健康障害、ギャンブル等依存症の正しい知識の普及及びアルコール依存症、ギャンブル等依存症に対する偏見解消のため、学校、家庭及び職場など様々な場において教育と広報・啓発の推進に取り組む。

《アルコール健康障害》

現状 (問題点とその要因) 課題	○ 未成年者と保護者及び妊産婦が、市町や学校における啓発の取組によって飲酒に伴うリスクを理解し、飲酒経験が減少しているが、その理解が十分でなく飲酒がゼロになっていない。このため、普及啓発等の方法を拡充していく必要がある。		
取組	○ 未成年者とその保護者への啓発、妊産婦への産科医療機関と連携した禁酒への勧奨・助言		
指標	妊産婦の飲酒率	現状値（令和4年）	目標値（令和11年）
		0.6%	0.0%

《ギャンブル等依存症》

現状 (問題点とその要因) 課題	○ ギャンブル等依存症の人は、依存症であることに気づかず、相談や治療を受ける機会が少なく、ギャンブル等依存症を発生防止するための知識が不十分である。このため、多機関の連携・協力による普及啓発の取組を行う必要がある。		
取組	○ 相談・治療機関、自助グループ、関係事業者の対策等を掲載した「ギャンブル等依存症専用サイト」の開設 新規		
指標	ギャンブル等依存症に関する相談件数の増加	現状値（令和4年）	目標値（令和11年）
		315件	400件

【II 進行予防（2次予防）】

取組の方向 アルコール健康障害、ギャンブル等依存の当事者やその家族が、より円滑に適切な支援に結びつくように、誰もがアクセスしやすい相談支援の環境を整備する。

また、かかりつけ医、精神科診療所をはじめとする医療と保健福祉等の関係機関・団体、自助グループ、関係事業者と連携することによって、アルコール健康障害、ギャンブル等依存の早期発見、早期介入、早期支援を促進する。

《アルコール健康障害》

現状 (問題点とその要因) ・ 課題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 相談体制及び医療提供体制の整備を中心に取組を進めてきたが、中高年齢層や高齢者層には自身の飲酒習慣を振り返ることが少ないことから、多量飲酒する人の割合は減少していない。このため、スクリーニングテストや飲酒量低減のための取組を強化する必要がある。 ○ 依存症専門医療機関（アルコール依存症）の設置やサポート医の養成が進んでいるが、身近な医療機関で治療できていないことから、依存症推計患者数に比べて治療を受けている人は少なく、治療が必要な人の掘り起こしができていない。このため、治療につなげる仕組みづくりが必要である。 		
取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ アルコール健康障害の相談対応、アルコール依存症が疑われる人を適切な医療につなげる「アルコール健康障害サポート医」及び「アルコール健康障害サポート医（専門）」の養成 ○ 飲酒習慣の問題の程度を評価する「アルコール使用障害スクリーニング」、減酒支援を行う「ブリーフ・インターベンション」普及促進 ○ 依存症専門医療機関のアウトリーチ型「地域連携による依存症早期発見・早期対応、継続支援モデル事業」 拡充 		
指標	アルコール健康障害サポート医及び	現状値（令和4年）	目標値（令和11年）
	アルコール健康障害サポート医（専門）の養成	198人	400人

《ギャンブル等依存症》

現状 (問題点とその要因) ・ 課題	<ul style="list-style-type: none"> ○ ギャンブル等依存症に関する相談件数は増加したものの、専門医療機関は少なく、相談支援体制が不十分であることから、その多くの人が治療を受けていない。このため、身近な地域で適切な治療を受けられる体制整備が必要である。 		
取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ ギャンブル等依存症専門医療機関の整備 拡充 		
指標	ギャンブル等依存症専門医療機関の整備	現状値（令和4年）	目標値（令和11年）
		2機関	7機関

【Ⅲ 再発予防（3次予防）】

取組の方向 アルコール依存症をはじめとするアルコール健康障害、ギャンブル等依存症に関する医療・保健・福祉活動の充実、相談支援機能の強化、自助グループの活動支援等を行い、アルコール健康障害、ギャンブル等依存症の再発防止、回復支援を進める。

《アルコール健康障害》

現状 (問題点とその要因) ・ 課題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 相談拠点を中心としたネットワークづくり、自助グループの活動支援等の取組により、アルコール依存症が病気であること、自助グループの役割について周知が進んできたが、退院後の医療機関と自助グループの連携不足や自助グループへの紹介がなされていない場合もあることから、再発防止や回復支援の取組が十分できていない。このため、自助グループとの連携、自助グループへの紹介を強化する必要がある。 		
取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 治療後に断酒継続に必要な指導や援助を行う「アルコール健康障害サポート医」及び「アルコール健康障害サポート医（専門）」の養成 ○ 入院中からの自助グループに関する情報提供、また、必要な場合に同行支援を行う「地域連携による依存症早期発見・早期対応、継続支援モデル事業」 拡充 <再掲> 		
指標	アルコール健康障害サポート医及び	現状値（令和4年）	目標値（令和11年）
	アルコール健康障害サポート医（専門）の養成 <再掲>	198人	400人

《ギャンブル等依存症》

現状 (問題点とその要因) ・ 課題	<ul style="list-style-type: none"> ○ ギャンブル等依存症には身体症状がないことから、依存症であるという認識を持ちにくく、相談・治療、再発防止・回復支援の情報が得られにくい。このため、治療につなげ、治療を継続していくため、相談・治療機関、回復施設の情報提供を行い、継続的に支援する体制整備が必要である。 		
取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 専門医療機関への紹介を行うとともに、自助グループ、併発している他の病気の治療、同時に抱えている問題の支援機関へつなぎを行う「地域連携による依存症早期発見・早期対応、継続支援モデル事業」 拡充 <再掲> 		
指標	ギャンブル等依存症に関する相談件数の増加<再掲>	現状値（令和4年）	目標値（令和11年）
		315件	400件

1 趣旨等

(1) 趣旨

医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第30条の4に基づく「都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画」として、国が定める医療計画作成指針や本県の実情を勘案した第8次広島県保健医療計画を策定する。

(2) 計画期間

令和6（2024）年度～令和11（2029）年度（6年間）

(3) 計画の位置づけ

法第30条の4第1項に基づいて都道府県が策定する計画であり、本県における保健医療施策の基本となる計画である。

次期（第8次）保健医療計画では、新たに「新興感染症の発生・まん延時における医療」を6事業目に追加し、新興感染症の発生・まん延時においては通常医療提供体制への影響を最小限にしつつ、感染症医療提供体制が確保できる取組を行うとともに、引き続き人口減少・高齢化に伴う医療ニーズの質・量の変化に対応した必要な医療提供体制を構築していく。

また、以下の関連計画と一体的に策定するが、これらについては、それぞれ当該関連計画の根拠法に基づく。

計画名	目的	根拠法
広島県がん対策推進計画	がん対策の総合的かつ計画的な推進を図る。	がん対策基本法第12条
広島県循環器病対策推進計画	循環器病対策の基本的な方向性を定める。	健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法第11条第1項
広島県医療費適正化計画	医療に要する費用の適正化を総合的かつ計画的に推進する。	高齢者の医療の確保に関する法律第9条第1項

2 次期計画の概要

現行計画の振り返りや今後見込まれる社会情勢の変化を踏まえて、次期計画の目指す姿や施策体系、評価指標などを以下のとおりとする。

(1) 基本理念 ※現行計画を引き継ぐ

県内どこに住んでいても、生涯にわたっていきいきと暮らすことができるよう、質が高く安心できる保健医療提供体制を地域包括ケアシステムと一体的に構築します。

(2) 目指す姿 ※下線部：次期計画からの新規追加・変更部分

【1】 疾病予防から治療、再発予防まで質が高く適切な保健医療提供体制が確保されています。

【2】 “いざ” というときに安心できる医療提供体制が確保されています。

【3】 新興感染症発生・まん延時においては、通常医療提供体制への影響を最小限にしつつ、感染症医療提供体制が確保されています。

【4】 県内どこに住んでいても自分らしく暮らすことができる地域包括ケアシステムが機能しています。

【5】生涯にわたって生活習慣病に対する理解と疾病予防・重症化予防・再発予防に取り組むことにより健康寿命が延伸され、いきいきと暮らし続けることができます。

【6】医師や看護師等が働きやすい環境が整い地域に必要な医療・介護人材が確保されており、また、安定的な医療保険制度のもと、持続可能な医療提供体制が整い適切な医療サービスが効果的・効率的に提供されています。

(3) 施策体系

目指す姿の実現に向けて、以下の施策体系に基づいて取組を推進する。 ※下線部：次期計画からの新規追加・変更部分

施策区分	施策の方向	主な取組
安心できる保健医療体制の構築		
① 5 疾病（※）の医療連携体制 （目指す姿【1】） ※5つの疾病（がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患）	○検診受診を通じた疾病の早期発見・治療 ○拠点病院整備や医療機関間の連携を通じた急性期から回復期、慢性期まで、効率的かつ質の高い安心できる保健医療提供体制の構築	・がん検診受診率向上に向けた取組 ・循環器病患者に対する包括的な支援体制の構築 ・精神疾患患者の早期退院支援
② 6 事業（※）の医療連携体制 （目指す姿【2】【3】） ※6つの事業（救急医療、災害時における医療、新興感染症発生・まん延時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療（小児救急医療を含む。））	○災害時及び感染症発生・まん延時における医療の提供 ○在宅復帰・在宅等生活継続のための多職種による連携の推進 ○医療と介護の緊密な連携による地域包括ケアシステムの充実 ○デジタル技術を一層活用した医療サービスの提供	・新たな救急搬送支援システムの構築 ・病院における業務継続計画（BCP）策定に向けた働きかけ ・新興感染症に対応する医療機関との協定の締結 ・へき地医療支援体制の維持・強化
③ 在宅医療と介護等の連携体制 （目指す姿【4】）		・在宅医療介護連携に係る市町の取組支援
④ 外来医療に係る医療提供体制 （目指す姿【6】）		・外来機能の明確化・連携の強化
⑤ 医療に関する情報提供		・患者の医療に関する選択支援
保健医療各分野の総合的な対策（目指す姿【5】）		
原爆被爆者医療／障害保健／感染症／臓器移植等の推進／難病／アレルギー疾患／母子保健／歯科保健／健康増進／リハビリテーションの推進	○生活習慣病や精神疾患など疾病構造の変化に対応した「疾病予防、重症化予防、再発予防」による健康寿命の延伸 ○高齢者に特有の疾病に対する疾病予防・介護予防を中心とした総合的な対策 ○リハビリテーション人材の育成	・大学等と連携したリハビリテーション専門職の指導者養成
地域医療構想の取組（目指す姿【6】）		
・病床の機能の分化及び連携の推進 ・病床の機能に関する情報の提供の推進	○病床の機能の分化及び連携の推進 ○介護保険事業支援計画との整合性の確保	・全ての医療機関に対する対応方針の策定支援 ・データに基づいた地域での協議支援
保健医療体制を支える人材の確保・育成（目指す姿【6】）		
医師、歯科医師、薬剤師、看護職員、介護職員など	○キャリア形成支援、就業環境の整備など多様な取組による医療従事者の確保 ○医師の地域偏在解消に向けた適正配置 ○診療科（小児科、産科等）偏在への対応 ○地域医療連携ネットワークを活用した医師循環の仕組みづくり ○若手、女性医師の確保 ○総合診療医の確保 ○病院薬剤師の確保	・総合診療医の確保・育成 ・病院薬剤師の確保と病棟薬剤業務の充実化 ・ナースセンターによる看護職員支援
医療の安全の確保、安全な生活の確保		
医療費の適正化（目指す姿【6】）		
・県民の健康の保持・増進 ・医療の効率的な提供の推進	○県民の健康増進や効率的な医療の提供の推進を通じた医療費の適正化	・後発医薬品の使用促進

<主な取組と成果指標>

【がん対策】

施策：がん予防・がん検診

<p>現状 (問題点とその要因)</p> <p>課題</p>	<p>市町がん検診の対象者は、認知バイアスに影響され、検診の受診につながりにくいことや、個別の医療機関での受診が多い女性がん（子宮頸がん・乳がん）検診は、居住地の自治体が指定する医療機関でのみ受診が可能であり、かかりつけ医や生活の動線での医療機関で受診できない。これらの理由により、がん検診受診率は胃がん以外 40%台であり、特に女性がんについては受診率が伸び悩んでいる。</p> <p>そのため、市町検診での認知バイアスを解消するための取組や、認知バイアスに影響されにくい中小企業の受診環境・女性がん検診が県内の医療機関どこでも受診できる環境を整備する必要がある。</p>		
<p>取組</p>	<p>○検診受診率向上に向けた取組 拡充</p> <p>関係機関と連携した「がん対策職域推進アドバイザー」の伴走型支援による中小企業の受診環境整備とともに、関係機関や市町と連携し、協会けんぽの被扶養者に再勧奨を行う「閣下ハガキ」事業や、各市町での効果的な受診勧奨や再勧奨を実施する。</p> <p>特に女性がんについては、県医師会、地区医師会、関係機関、各市町と連携し、様式の統一等を行い、受診者の居住地に関わらず県内どこでも受診できる仕組みの構築を検討する。また、培ったノウハウを今後がん検診全般に広げられるよう検討を行う。</p>		
<p>指標</p>	<p>がん検診受診率</p>	<p>現状値（令和4年）</p> <p>胃 50.4%、肺 47.7%、大腸 44.0% 子宮 42.5%、乳 42.6%</p>	<p>目標値（令和10年）</p> <p>60%</p>

【循環器病対策（脳卒中・心筋梗塞等の心血管疾患対策）】

施策：保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実

<p>現状 (問題点とその要因)</p> <p>課題</p>	<p>患者が急性期から生活期に至るまで対応が可能な相談窓口が細かく分かれており、患者や家族が支援を選択・決定する上で困惑することも多くあるなど、循環器病に対する適切な支援方法などの一貫した相談支援・情報提供体制が十分でないため、県民が循環器病に関する適切な情報を享受できる体制を整備する必要がある。</p>		
<p>取組</p>	<p>○循環器病患者に対する包括的な支援体制の構築 拡充</p> <p>循環器病に係る専門的な知識を有し、相談対応や情報提供の中心的な役割を担う拠点病院を設置し、患者や家族に対する支援体制の充実を図るとともに、各圏域に連携病院を配置し、拠点病院と連携して相談支援等を行うことにより、本県全体の循環器病患者に対する包括的な支援体制を構築する。</p>		
<p>指標</p>	<p>多職種による相談支援体制が構築された連携病院数</p>	<p>現状値（令和5年）</p> <p>—</p>	<p>目標値（令和11年）</p> <p>11病院（全7圏域）</p>

【糖尿病対策】

施策：重症化予防の取組の推進

<p>現状 (問題点とその要因)</p> <p>課題</p>	<p>かかりつけ医の判断により糖尿病が重症化するリスクの高い対象者を選定し、適切な保健指導により、腎不全、人工透析への移行を防止する又は遅らせることを目的とした、「糖尿病性腎症重症化予防事業」（市町事業）について、事業対象者（糖尿病患者）の事業参加にはかかりつけ医の同意が必要であるところ、かかりつけ医に事業の必要性や効果が十分に伝わっていないことや、事務に煩雑さがあることにより同意が得られないこと、自覚症状に乏しいことから、事業対象者が糖尿病の重症化することのリスクを感じるきっかけがなく、自分事として捉えられないこと等から、事業の参加者が増加していない。そのため、かかりつけ医が患者に糖尿病の重症化予防の必要性の理解を促し、認知及び行動変容の手段として糖尿病性腎症重症化予防事業を活用してもらえるようにする必要がある。</p>		
<p>取組</p>	<p>○広島県糖尿病性腎症重症化予防プログラムの改訂</p> <p>かかりつけ医の負担が軽減され、協力が得やすい内容となるよう広島県医師会、広島県糖尿病対策推進会議と協働し、広島県糖尿病性腎症重症化予防プログラムの改訂を行うとともに、事業の効果や必要性の理解を得られるような効果的な働きかけについて検討する。</p>		
<p>指標</p>	<p>人口 10 万人あたりの糖尿病性腎症による新規透析導入患者数（直近平均3年）</p>	<p>現状値（令和4年）</p> <p>〔R2～R4〕 13.2</p>	<p>目標値（令和11年）</p> <p>直近3年間での平均値が全国平均値以下</p>

【精神疾患対策】

施策：重層的な連携による支援体制の構築

現状 (問題点とその要因) ・ 課題	精神疾患患者については、重症化してから医療に繋がっていること、医療機関と関係機関の支援に係る共通認識が低く、入院後早期からの退院支援も十分実施できていないことから、退院までにかかる期間が長くなっている。そのため、精神障害への正しい知識を周知するとともに、入院後早期から退院に向けた支援に取り組む必要がある。		
取組	○精神疾患患者の早期退院支援 精神障害の正しい情報・知識を普及させ、本人だけでなく身近な人による早期発見を促し、早期入院に繋げる。また、協議の場で行政や関係機関の連携体制について確認し、研修等により支援者のスキルアップを図ることで、入院後早期からの退院に向けた支援の充実化を図る。		
指標	精神病床における退院率 (入院後1年時点)	現状値 (平成30年)	目標値 (令和8年)
		85.6%	91.0%

【救急医療対策】

施策：救急医療機関への円滑な搬送と医療機関における受入体制の確保

現状 (問題点とその要因) ・ 課題	救急搬送の受入要請において電話のみで傷病者の症状を伝達していること、特定の医療機関へ要請が集中していること等により受入調整に時間を要している。そのため、救急隊から病院への情報伝達や救急隊と病院の交渉状況(搬送の混雑状況)をデジタル化し、視覚的に確認できるシステムを整備し、医療と消防の情報共有を強化する必要がある。		
取組	○新たな救急搬送支援システムの構築 拡充 救急隊間、救急隊と病院間の伝達情報等のデジタル化の実証実験(R5.10~)の成果を踏まえ、医療機関の迅速な受入準備や混雑状況の見える化による搬送要請の分散につながる新たな救急搬送支援システムの構築を検討する。		
指標	重症以上傷病者の搬送において、医療機関に4回以上受入れの照会を行った割合	現状値 (令和4年)	目標値 (令和11年)
		4.1% (速報値)	3.0%以下

【災害時における医療対策】

施策：災害拠点病院以外の病院の体制強化

現状 (問題点とその要因) ・ 課題	災害拠点病院以外の病院においては、自院の被災リスクに対する意識が低いこと、業務継続計画(BCP)策定の必要性が理解されていないこと、BCP策定ノウハウが不足していること等により、約3割の病院がBCP策定に着手できていない。そのため、全ての災害拠点病院以外の病院でBCPが策定されている状態とする必要がある。		
取組	○病院における業務継続計画(BCP)策定に向けた働きかけ これまでの取組に加え、保健所が直接訪問して行う立入検査時のチェック項目とし、個別・直接的に策定の必要性理解や県作成の教材活用を促すなど、未策定病院への働きかけを強化する。		
指標	病院における業務継続計画(BCP)策定率 (災害拠点病院を除く)	現状値 (令和4年)	目標値 (令和7年)
		策定済 36.3%、策定中 33.0%、未策定 30.7%	策定済 100%

【新興感染症発生・まん延時における医療】

施策：新興感染症患者等に必要な医療を提供する人材の確保

現状 (問題点とその要因) ・ 課題	コロナ禍において、感染症指定医療機関や感染症協力医療機関だけでは入院や診療等を受けきれなかったこと、一般病院や地域の医療機関においても病床の確保や診療等を行う必要が生じたが、感染症患者の入院医療や診療等に必要な感染防護策等に関する研修等を行っておらず知識が十分ではなかったことから、感染症患者に対応できる医療人材が不足し、体制確保に時間を要した。そのため、新興感染症が発生した場合に必要な医療を提供できる人材が養成されている状態とする必要がある。		
取組	○新興感染症に対応する人材の確保・育成 拡充 広島県感染症対策連携協議会を活用し、効果的な人材養成の方策を検討するとともに、医療措置協定を締結した全ての医療機関等が研修等を実施又は参加できるよう、医療人材を養成する体制を確保する。		
指標	年1回以上、新興感染症患者の受入研修・訓練を実施又は外部の研修・訓練に医療従事者を参加させている割合	現状値	目標値
		—	100%

施策：新興感染症の医療提供体制の確保

現状 (問題点とその要因) ・ 課題	一般病院において、新興感染症患者を受け入れることを想定した準備が行われていなかったことから、感染症患者の入院医療を提供するために必要な入院調整や院内ゾーニング等感染防護策などの体制確保に時間がかかった。そのため、新興感染症が発生した場合に入院患者（重症者や特に配慮が必要な患者（妊産婦や小児、透析患者等）を含む）に対する病床を迅速に確保する必要がある。		
取組	○新興感染症に対応する医療機関との協定の締結 新規 入院病床の確保（即応病床化）を行う医療機関との協定を締結する。		
指標	確保病床数（確保病床数のうち、流行初期医療確保措置の病床確保数）	現状値	目標値
		—	891床（396床*）

※ 流行初期医療確保措置の病床確保数

【へき地の医療対策】

施策：へき地医療支援体制の維持・強化、医師等医療従事者の確保・育成

現状 (問題点とその要因) ・ 課題	無医地区等を含むへき地においては、人口減少や高齢化に伴い、容易に医療機関へアクセスできる手段と環境を十分に確保できていないことにより、医療の受診に困難が生じる可能性がある。そのため、誰もが必要な医療にアクセスできるよう、受療機会や移動手段が確保されている必要がある。 また、医師が、症例を積むことができ、研修体制が充実している都市部の医療機関への就業を希望する傾向があること、専門医取得に向けた研修環境への不安や、子育てなどの生活環境への不安があること等により、都市部と中山間地域との地域偏在が解消されていない。そのため、医師のキャリア形成にも配慮した配置調整等の仕組みとともに、診療支援や研修環境を確保する体制ができていく必要がある。		
取組	○へき地医療支援体制の維持・強化 拡充 へき地医療拠点病院による巡回診療（巡回診療車等）に対する支援や、市町における移動支援の取組を促進するとともに、ICTを活用した医療機関間の診療支援やオンライン診療の取組を支援する。 また、芸北地域、備北地域においては、地域の拠点病院を中心とした地域医療ネットワークが構築され、診療支援や共同研修による人材育成等が実施されていることから、他の地域においても診療体制や人材育成等の仕組み、環境づくりを更に推進するため、地域医療ネットワークの取組を県内全域へ拡大する。 ○医師等医療従事者の確保・育成 引き続き、大学地域枠医師及び自治医科大学卒業医師の計画的な育成・配置を行う。		
指標	地域の拠点病院を中心とした人材・交流育成に係るネットワークの構築数	現状値（令和4年）	目標値（令和11年）
		2地域	7地域

【周産期・小児医療対策】

施策：周産期・小児医療提供体制の確保

現状 (問題点とその要因) ・ 課題	出生数や小児人口の多寡により、地域ごとの医療需要の差が拡大していること、豊富な臨床経験をもつ中堅医師が開業等の理由で退職し少なくなっていること、医師の働き方改革への対応等の観点から、機能の継続的な維持が懸念される。そのため、各圏域の中核となる医療機関で周産期・小児医療の拠点機能が維持され医療の質の向上や安全な医療を継続的に確保できるよう、医療資源の最適配置を図る必要がある。		
取組	○医療資源の集約化・重点化 医療機能（高度・専門医療）の維持・強化を図るため、各圏域の中核となる病院への集約化・重点化を進める。		
指標	周産期死亡率	現状値（令和4年）	目標値（令和11年）
		[H30～R4] 3.4 (参考：全国) 3.3	直近5年間での平均値を現状値未満で維持
指標	小児死亡率	現状値（令和4年）	目標値（令和11年）
		[H30～R4] 0.18 (参考：全国) 0.18	直近5年間での平均値を全国平均値以下で維持

【在宅医療と介護等の連携体制】

施策：医療介護連携等の構築及び推進

現状 (問題点とその要因) ・ 課題	医療や介護における多職種間で地域課題に対し、検討及び具体化する取組（機会づくり等）が十分でない地域があることにより、急変時、入退院、日常の療養支援において必要な連携ルールの共有が、関係機関・多職種間で円滑に進まない場合がある。そのため、市町において地域の実情にあった連携体制の取組を進める必要がある。		
取組	○在宅医療介護連携に係る市町の取組支援 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制を構築するため、地域の実情に応じた取組内容の充実を図ることを目的とした、「在宅医療・介護連携推進事業」を通じて、「地域資源の把握・発信」「多職種連携ネットワークの構築」「住民啓発」等の市町の取組を促進する。		
指標	市町の在宅医療介護連携の取組実施率	現状値（令和5年）	目標値（令和11年）
		53.4%（速報値）	70%（調整中）

【保健医療体制を支える人材の確保・育成】

施策：医師の確保・育成

現状 (問題点とその要因) ・ 課題	総合診療科については、新たな診療域で、ロールモデルが少なく、医学部生等の総合診療医への理解等が十分でないことから、総合診療医師数が少なく、今後診療科の枠を越えて幅広い領域の疾患を総合的に診ることのできる診療体制の確保が難しくなるおそれがある。そのため、総合診療への理解浸透、キャリア形成面の支援体制を構築し、総合診療医師数を確保する必要がある。		
取組	○総合診療医の確保・育成 臨床研修医や中堅医師への総合診療選択の働きかけやキャリア形成支援及び支援体制のあり方を検討する。また、広島大学が整備を予定している「総合医診療センター（仮称）」と連携し、指導體制の強化を図る。		
指標	総合診療医専門プログラム専攻医数	現状値（令和5年）	目標値（令和8年）
		22人	46人

施策：薬剤師の確保・育成

<p>現状 (問題点とその要因) 課題</p>	<p>病院薬剤師においては、病棟での対人業務を望む薬学部生が業務の充実した都市部の病院に就職する傾向があることから、中山間地域の病院や病棟薬剤業務が充実していない病院の薬剤師が不足している。このままの状態が続くと、特定の病院の問題に留まらず、地域の医薬品提供体制に支障をきたすおそれがある。</p> <p>こうした状況は、病院単独で脱却することが困難であるため、病棟薬剤業務が充実している病院と不足している病院間での人事交流を通じて、業務の充実化の取組を支援する体制を整備し、魅力の効果的な発信により病院薬剤師を確保する必要がある。</p>		
<p>取組</p>	<p>○病院薬剤師の確保と病棟薬剤業務の充実化等 新規</p> <p>病院間の人材交流により、ノウハウの共有やOJTによる病棟薬剤業務の充実化を図るとともに、不足病院の薬剤師には、研修機会を提供する。</p> <p>また、地域の病院と薬局が薬剤師業務を相互に補完し合う連携体制を構築する。</p> <p>さらに、広島大学と連携して、各病院の魅力や求人情報を一元的に発信し、派遣調整・採用調整を行うことにより、採用活動と病院薬剤師の活躍支援を強化する。</p>		
<p>指標</p>	<p>薬剤師確保対策により確保された病院薬剤師数</p>	<p>現状値</p> <p>—</p>	<p>目標値 (令和8年)</p> <p>44人</p>

施策：看護職員の確保・育成

<p>現状 (問題点とその要因) 課題</p>	<p>離職時の届出制度の周知が不十分であり、離職者の潜在化を招いている。そのため、離職者への県のアプローチ方法等を検討し、取組を強化する必要がある。加えて、ナースセンターによる無料職業紹介や復職支援研修等、復職に向けた支援の取組を一層強化するとともに、ナースセンターが効果的に活用されるよう周知を図るなどして、必要な看護職員を確保する必要がある。</p> <p>また、県内の65歳以上人口が増加する中で、在宅医療の需要の増大等に対応していくため、専門性の高い看護職員の養成と活用促進が求められている。</p>		
<p>取組</p>	<p>○ナースセンターによる看護職員支援</p> <p>新型コロナ感染拡大時の臨時的雇用により掘り起こされた潜在看護師を継続的な雇用につなげるため、離職時の届出制度の周知、届出の徹底を図り、求職者になる前から各々の状況に応じたナースセンターによるアプローチを行う。</p> <p>また、復職に際しての不安を解消するための研修の実施や、無料職業紹介では、短時間勤務等多様な働き方の提案に努める。</p> <p>○看護職員資質向上支援事業</p> <p>研修受講料等の補助や、医師等を対象とした制度普及、活用促進のための説明会を行う。</p>		
<p>指標</p>	<p>就業看護職員数</p> <p>特定行為研修修了看護師数</p>	<p>現状値 (令和4年)</p> <p>44,944人</p> <p>75人</p>	<p>目標値 (令和11年)</p> <p>45,650人</p> <p>210人</p>

【医療費の適正化】

施策：医療の効率的な提供の推進

<p>現状 (問題点とその要因) 課題</p>	<p>患者や医療機関が、後発医薬品の効果や安全性に対する不信により、処方を希望しないこと、公費負担等で自己負担額がない等により、後発医薬品を選択するメリットがないと考えており、後発医薬品使用促進に対する理解不足となっていることなどから、後発医薬品の使用割合(数量ベース)の全国順位が低位である。そのため、現在、多数の医薬品において供給に支障が発生しているという実態に配慮しつつ、医療機関・県民に対して後発医薬品の知識や、使用促進の意義についての理解を深める必要がある。</p>		
<p>取組</p>	<p>○後発医薬品の使用促進</p> <p>使用が進んでいない地域、年齢層、医薬品等を分析し、ターゲットを絞った働きかけを行う。</p> <p>また、地域フォーミュラリについて、モデル事業の成果を踏まえ、関係者による主体的な運用や地域における活用方法の検討及び普及促進を行う。</p>		
<p>指標</p>	<p>後発医薬品の使用割合</p>	<p>現状値 (令和4年)</p> <p>81.4%</p>	<p>目標値</p> <p>国が令和6年度に設定する目標値を踏まえ、設定</p>

1 趣旨等

(1) 趣旨

- 本県における感染症対策については、平成11(1999)年の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)」(以下「感染症法」という。)の施行に基づき、「広島県感染症予防計画」(以下「本計画」という。)を策定し、3回の改訂を行いながら、県民に対する感染症予防に関する正しい知識の普及啓発などの対策を推進してきた。
- 新型コロナウイルス感染症の経験等を踏まえた感染症対策の強化を図るため、感染症まん延防止対策の充実や医療機関との協定締結等による医療提供体制の強化などを追加し、本計画(第5版)を策定する。

(2) 計画期間

令和6(2024)年度から令和11(2029)年度までの6年間

※ 3年に1回中間見直し(本計画策定の指針となる、国の「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針(以下「基本指針」という。))に基づく。

(3) 計画の位置付け

この計画は、感染症法に基づき策定するものであり、国の基本指針を基本とし、本県の最上位計画である「安心・誇り・挑戦 ひろしまビジョン」、「健康ひろしま21」、「広島県保健医療計画」等の関連計画及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく行動計画等との整合や調和を図りつつ、本県が取り組むべき方向性を示すものである。

2 次期計画の概要

現行計画及び新型コロナ対応の振り返りを踏まえて、計画の目指す姿や施策体系などを以下のとおりとする。

(1) 基本理念

様々な感染症が発生しても、全ての県民が安心して暮らすことができる社会の実現

(2) 目指す姿

- 県民一人ひとりが感染症予防に対する正しい知識を持ち、平時からの感染症防止に留意した具体的な行動に加え、感染症患者への偏見・差別の解消に関心を持つなど、県民と行政が一体となった取組により、県民が安全・安心な生活を実感しています。
- 県内全ての地域において、感染症の医療体制や機能が維持・確保されるとともに、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症(以下「新興感染症」という。)のまん延時においても、十分な検査、診療及び療養体制が確保されるなど、大規模な健康危機管理事案に迅速に対応できる保健・医療の体制が整備されています。

(3) 施策体系

施策の柱	施策の方向	主な具体的取組
正しい知識の普及啓発	感染症の予防	<ul style="list-style-type: none"> ・ SNS 等を活用した情報提供 ・ 学校等における感染症教育の実施 ・ 定期予防接種の普及啓発
	偏見・差別の解消	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校等における感染症教育の実施《再掲》 ・ イベント・強化週間等を通じた普及啓発活動の実施
人材の養成	感染症に関わる幅広い人材の養成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人材の養成状況等の実態把握・活用 ・ 人材養成の方策検討 ・ 人材養成研修体制の充実 ・ 検査に関わる人材の確保 ・ IHEAT 等の保健所人材の確保
感染症予防・まん延防止施策の実施	感染症情報の迅速で正確な把握と適切な情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症発生動向調査の ICT 化
	予防接種の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 迅速な接種・相談体制の確保 ・ ワクチン接種に関する効果的な普及啓発
	◎関係機関との情報共有	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広島県感染症対策連携協議会の活用
	◎クラスター発生時の危機管理体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療支援チーム等の派遣 ・ 平時からの施設に対する感染対策の指導等
	検査体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ◎民間検査機関との検査措置協定の締結 ・ 地方衛生研究所等における検査機器の維持及び資材の確保 ・ 検査に関わる人材の確保《再掲》
感染症患者への対応等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就業制限その他の措置 	
保健所体制の整備	保健所職員の人員配置及び業務内容の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実践型訓練の実施による連携体制の維持・強化 ・ 保健所の人員や体制の確保
	県及び保健所設置市の一体的な対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報収集権限を活用した感染症患者の把握 ・ 保健所設置市との連携による一体的な感染症対策の実施
医療提供体制の整備	入院病床の確保	◎入院病床の確保及び従事者に対する感染症対策に関する教育・訓練を行う医療機関との協定締結
	発熱患者等の診療体制の確保	◎発熱患者等の診療及び従事者に対する感染症対策に関する教育・訓練を行う医療機関との協定締結
	◎自宅療養者等に対する医療提供体制の構築	◎自宅療養者等への医療及び従事者に対する感染症対策に関する教育・訓練を行う医療機関との協定締結 ◎宿泊事業者との協定締結 ・ 外出自粛対象者の療養生活の環境整備
	◎移送体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 搬送車両の確保 ・ 実践型訓練の実施や関係団体との連携強化等による移送体制の強化
	◎个人防护具等の備蓄	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関と个人防护具の備蓄に関する協定締結 ・ 行政による个人防护具の備蓄
	◎転院体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 流行初期の感染症患者以外の受け入れ等を行う医療機関との協定締結
	医療人材派遣体制の構築	◎県内及び県外へ自院の医療従事者を派遣する医療機関との協定締結 ・ 人材養成研修体制の充実《再掲》 ◎医療支援チーム等の派遣《再掲》
	◎役割分担に応じた医療体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関における BCP 策定の支援
主な個別の感染症への対応	感染症ごとの行動計画等に即した施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 【結核】 ・ 健康診断の実施率向上のための普及啓発 ・ 外国人患者等に対する相談・支援の実施 【エイズ】 ・ ニーズに合った検査・相談の実施 ・ 長期療養体制支援の実施 【ウイルス性肝炎】 ・ 所属による受検促進、発見後の受診勧奨及びフォローアップの強化 【麻しん】 ・ 正しい知識の定着を図る普及啓発 ・ 定期予防接種の実施
	薬剤耐性対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページ等を通じた発生状況や薬剤耐性に関する情報提供 ◎抗微生物薬の適正使用の周知

※ 1 ◎：新規事項 ※ 2 下線部は新型コロナ対応を踏まえ変更等する取組

＜主な取組と成果指標＞

施策：正しい知識の普及啓発

現状・課題	<p>ヒトパピローマウイルス（以下「HPV」という。）ワクチンについては、因果関係が否定できない副反応が報告されたことから、平成 25（2013）年度以降、国による積極的勧奨の差し控えが行われていたため、令和 4（2022）年度から積極的勧奨が再開されてからも、他の種類の定期予防接種と比較して接種控えが懸念されており、実施率は低い状況である。</p> <p>また、HPV ワクチンの接種対象者及びその保護者を対象に国が行った令和 5（2023）年の調査では、子宮頸がんの危険性については 8 割程度が認識している一方で、4 割が HPV ワクチンに対する知識不足により接種時期等を把握できていないという結果が示されており、ワクチンの有効性や副反応等の必要な情報が十分に行き届いていない。</p> <p>そのため、HPV ワクチンの接種対象者及びその保護者が接種の必要性について理解し、安心して接種を受けられる体制を構築する必要がある。</p>		
取組	<p>予防接種の普及啓発</p> <p>市町や医師会等と連携し、定期予防接種の普及啓発を引き続き行っていく。</p> <p>特に、他の定期予防接種と比べて実施率^{※1}が低い HPV ワクチンについては、定期接種対象者及びその保護者が接種対象者であることを把握し、有効性と安全性を正しく理解できるよう、接種の周知を行う。</p>		
指標		現状値（令和 4 年度）	目標値（令和 10 年度）
	HPV ワクチン実施率（1 回目）	51.7 %	—
	HPV ワクチン実施率（2 回目）	48.7 %	70 % 以上
	HPV ワクチン実施率（3 回目）	30.2 %	（※ 2）

※ 1 接種者数を対象人口（標準的な接種年齢期間の総人口）で除して算出した値

接種者数：12 歳となる日の属する年度の初日から 16 歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子で接種した者の数
 標準的な接種年齢期間：13 歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間のこと

※ 2 3 回目の実施率については、令和 5 年度より、HPV 9 価ワクチンの定期接種が開始となっており、満 15 歳までに 1 回目の接種を行うと、計 2 回の接種で完了となり、今後は同ワクチンの接種の増加が見込まれることから、目標値は設定しない。

施策：人材の養成

現状・課題	<p>新型コロナ対応において、感染症指定医療機関や感染症協力医療機関だけでは入院や診療等を受けきれなかった。</p> <p>また、一般病院や地域の医療機関においても病床の確保や診療等を行う必要が生じたが、感染症患者の入院医療や診療等に必要な感染防護策に関する研修等を行っておらず知識が十分ではなかったため、感染症患者に対応できる医療人材が不足し、体制確保に時間を要した。</p> <p>そのため、新興感染症が発生した場合に必要な医療を提供できる人材が養成されている状態とする必要がある。</p>		
取組	<p>新興感染症に対応する人材の確保・育成 拡充</p> <p>広島県感染症対策連携協議会を活用し、効果的な人材養成の方策を検討するとともに、医療措置協定を締結した全ての医療機関が研修等を実施又は参加できるよう、医療人材を養成する体制を確保する。</p>		
指標		現状値	目標値
	保健所職員、県及び保健所設置市職員等（保健所職員以外）が新興感染症に関する研修・訓練を受けた回数	—	年1回以上
	年1回以上、新興感染症に関する研修・訓練の実施又は参加している協定締結医療機関の割合	—	100%

（参考）協定締結医療機関数 2,389 機関

施策：感染症予防・まん延防止施策の実施

現状・課題	<p>新型コロナ対応において、地方衛生研究所や民間検査機関における有事を想定した検査機器の維持（定期点検等）が不十分であったことから、特に新型コロナの流行初期に、PCR検査に必要な機器が不足し、追加購入が必要となるなど検査の迅速性に欠けた。</p> <p>そのため、地方衛生研究所や民間検査機関の検査機器が適切に維持され、有事の際も円滑な検査体制が構築されている状態とする必要がある。</p>		
取組	<p>検査体制の整備 新規</p> <p>地方衛生研究所等における検査に必要な機器の維持（定期点検等）及び資材を確保するとともに、民間検査機関との検査措置協定の締結に取り組む。</p>		
指標		現状値	目標値
			流行初期（発生公表後1カ月以内） 流行初期以降（発生公表後6カ月まで）
	検査※の実施能力	—	4,725 件/日 うち、地方衛生研究所 490 件/日 うち、医療機関・民間検査機関等 4,235 件/日
地方衛生研究所等の検査機器の数	—	10 台	17,300 件/日 うち、地方衛生研究所 490 件/日 うち、医療機関・民間検査機関等 16,810 件/日 10 台

※核酸増幅検査（PCR検査等）を想定

施策：保健所体制の整備

現状・課題	<p>新型コロナ対応において、保健所職員や外部人材に対する実践型訓練等の実施が不十分であったことや、有事の際の役割分担等が明確になっていなかったことから、新型コロナのまん延時において、急増する業務量に見合った人員や体制が確保できず、積極的疫学調査等の保健所におけるコア業務に支障が生じた。</p> <p>また、IHEAT 要員を活用したが、応援派遣要請に対応できる IHEAT 要員が不足していたほか、保健所においても受援体制を整える余力がなく対応が難しかった。</p> <p>そのため、保健所人材が内外で養成されるとともに、保健所業務が効率化され、有事の際も円滑に対応ができてきている状態とする必要がある。</p>		
取組	<p>保健所の人員及び体制の確保 拡充</p> <p>広島県地域保健対策協議会や実践型訓練等の実施により、地域の医療機関等との連携体制の維持・強化を図る。</p> <p>有事の際の人員確保のために IHEAT 要員、市町の保健師などに対して感染症対応業務に関する研修を充実させ、応援派遣ができる体制整備に取り組む。</p>		
指標		現状値	目標値
	流行開始から 1 か月間において想定される業務量に対応する人員確保数	—	1,057 人/日
	即応可能な IHEAT 要員の確保数 (IHEAT 研修受講者数)	—	22 人/日
	保健所職員、県及び保健所設置市職員等 (保健所職員以外) が新興感染症に関する研修・訓練を受けた回数《再掲》	—	年 1 回以上

施策：医療提供体制の整備

現状・課題	<p>新型コロナ対応において、一般病院では新興感染症患者を受け入れることを想定した準備 (入院調整や院内ゾーニング等の感染防護策など) が行われていなかったことから、一般病院において、感染症患者の入院医療を提供するために必要な入院調整や院内ゾーニング等感染防護策などの体制確保に時間がかかった。</p> <p>そのため、新興感染症が発生した場合に入院患者 (重症者や特に配慮が必要な患者 (妊産婦や小児、透析患者等) を含む。) に対する病床を迅速に確保する必要がある。</p>		
取組	<p>新興感染症に対応する医療機関等との協定の締結 新規</p> <p>入院病床の確保 (即応病床化) を行う医療機関との協定を締結する。</p>		
指標		現状値	目標値
	確保病床数 (確保病床数のうち流行初期医療確保措置)	—	891 床 (396 床※)

※ 流行初期医療確保措置の病床確保数

現状・課題	<p>新型コロナ対応において、地域の医療機関では新興感染症患者等の診療等を行うことを想定した準備（院内ゾーニングや感染防護策）が行われていなかったことや、医療機関によっては、通常医療への制限が生じることへの懸念があったことから、感染症患者等への診療を行うために必要な院内ゾーニングや感染防護策等の体制確保に時間がかかったり、対応そのものが困難な医療機関があった。</p> <p>そのため、新興感染症が発生した場合に発熱患者に対する診療体制が迅速に確保されている状態とする必要がある。</p>		
取組	<p>新興感染症に対応する医療機関等との協定の締結 新規</p> <p>発熱患者等の診療を行う医療機関との協定を締結する。</p>		
指標		現状値	目標値
	発熱外来数（発熱外来数のうち流行初期医療確保措置）	—	1,499 機関（779 機関※）

※ 流行初期医療確保措置の発熱外来数

現状・課題	<p>新興感染症は入院医療が前提となっており、自宅療養者等に対する医療提供の仕組みがなかったことから、新型コロナ対応において、自宅及び高齢者施設等における療養者に対する電話・オンライン診療、往診、医薬品対応や訪問看護等の医療提供体制の確保に時間を要した。</p> <p>そのため、自宅療養者等に対する患者のニーズに合った医療提供体制が構築されている状態とする必要がある。</p>			
取組	<p>新興感染症に対応する医療機関等との協定の締結 新規</p> <p>自宅療養者等への医療の提供を行う医療機関等との協定を締結する。</p>			
指標		現状値	目標値	
			流行初期（発生公表後1か月目途）	流行初期以降（発生公表後6か月まで）
	自宅療養者等への医療提供機関数※	—		1,265 機関
	宿泊療養施設数（確保居室数）	—	819 室	2,334 室
	後方支援受入れ可能機関数※	—		122 機関

※ 病院・診療所、薬局、訪問看護事業所

現状・課題	<p>個人防護具の世界的需要が高まり、輸入が停滞したことや県と一部の医療機関による備蓄が必要量を下回っていたことから、新型コロナの感染症流行初期において、個人防護具が大幅に不足し、入院医療や診療等に支障が生じた。</p> <p>そのため、必要時に入院医療や診療に個人防護具が確保されている状態とする必要がある。</p>		
取組	<p>新興感染症に対応する医療機関等との協定の締結 新規</p> <p>個人防護具の備蓄を行う医療機関との協定を締結するとともに、県でも備蓄等に努め、必要に応じて個人防護具の保管場所の確保が困難な医療機関に対して供給を行う。</p>		
指標		現状値	目標値
	個人防護具※を2か月分以上備蓄している医療機関数	—	1,263 機関 (協定締結医療機関の 80%) (参考) 協定締結医療機関 1,579 機関

※ サージカルマスク、N95 マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド及び非滅菌手袋

現状・課題	<p>新型コロナ対応において、医療機関間で感染症を診療する医師等を派遣する仕組みが確立されていなかったことから、感染症を診療する医師等の不足が生じ、感染症医療を維持できない医療機関があった。</p> <p>そのため、医療人材派遣が可能な体制を構築（県外含む。）が構築されている状態とする必要がある。</p>		
取組	<p>新興感染症に対応する医療機関等との協定の締結 新規</p> <p>県内及び県外へ自院の医療従事者を派遣する医療機関との協定を締結する。</p>		
指標	現状値	目標値	
		流行初期（発生公表後3カ月以内）	流行初期以降（発生公表後6カ月まで）
	派遣可能な人数	—	<p>148人</p> <p>(内訳)</p> <p>感染症医療担当従事者：46人</p> <p>感染症予防等業務対応関係者：102人</p>

1 趣旨等

(1) 趣旨

老人福祉法第20条の9第1項に基づく「都道府県老人福祉計画」及び介護保険法第118条第1項に基づく「都道府県介護保険事業支援計画」として、国が定める「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」や本県の実情を勘案した「第9期ひろしま高齢者プラン」を策定する。

(2) 計画期間

令和6（2024）年度～令和8年度（3年間）

※介護保険料の改定等に影響しない事項については、6年間を見据えた内容とする。

(3) 計画の位置づけ

老人福祉法及び介護保険法に基づき策定する法定計画であり、「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」、「広島県保健医療計画」等の関係計画との整合や調和を図る。

2 次期計画の概要

現行計画の振り返りや今後見込まれる社会情勢の変化を踏まえて、次期計画の目指す姿や施策体系、評価指標などを以下のとおりとする。

(1) 基本理念 ※現行計画を引き継ぐ

高齢期になっても 健やかに 自分らしく輝き

住み慣れた地域で 安心して暮らし続けることができる 広島県づくり

～みんなで創る 住みよい “まちづくり”～

(2) 目指す姿 ※現行計画を引き継ぐ

- 変わりゆく住み慣れた地域で、健やかに、自分が満足を感じるライフスタイルで日々を暮らし、地域の中で自分なりの役割を持って人々と関わることができる環境が整っている。
- 心身の不調や衰えがあっても、必要な支援を受けながらできるだけ自立を維持し、重度化を防ぐことができる環境が整っている。
- 重度化が進んだとしても、自分の尊厳を保ちつつ医療・介護・生活支援などの必要なサービスを受けて心安らかに過ごし、自分の望む場所と形で最期を迎えることができる環境が整っている。

(3) 施策体系

目指す姿の実現に向けて、以下の施策体系に基づいて取組を推進する。

施策区分	施策の方向	主な取組
I 人生100年時代 健やかに生きがいを持って暮らす		
1 健康づくり・介護予防の推進	(1) 健康づくり・介護予防	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活の中で、運動のきっかけを持つことができるイベントなどを企業や関係団体等と連携して実施 ・住民主体の「通いの場」の立ち上げや継続支援のための県アドバイザー派遣
	(2) <u>地域リハビリテーション</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・「通いの場」や「地域ケア会議」へのリハビリテーション専門職の派遣

2 高齢者の「欲張りなライフスタイルの実現」を応援する環境づくり	(1) 社会参画の促進 (2) 生きがい活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・県老人クラブ連合会や市町老人クラブ連合会が行う活動を助成・支援 ・身近な公共空間の活用による誰もがスポーツを楽しめる環境整備
3 高齢者にやさしい生活環境づくり	(1) 住まいの確保 (2) 就労機会の確保 (3) 全ての人暮らしやすい都市環境や交通環境の整備 (4) 交通安全対策 (5) 防犯対策・安全確保 (6) 消費者被害対策	<ul style="list-style-type: none"> ・入居者の高齢化等に合わせた、住宅にバリアフリー化等環境整備 ・高齢者のニーズやキャリアに応じた相談やマッチング機会の提供 ・鉄道駅や旅客施設のバリアフリー化に関する先導的な取組に対する補助 ・毎月10日を「高齢者の交通安全の日」とし、高齢者の安全確保のため高齢者に対する「思いやり・譲り合い」運転を促進 ・高齢者を対象とした防犯教室の開催 ・高齢者が自ら消費者被害を回避又は対処できるよう講習会の開催等
II 住み慣れた地域で最期まで自分らしく暮らす		
1 地域包括ケアシステムの充実		
1-1 地域包括ケアシステムの質の向上	(1) <u>地域の特性・実情に応じた体制づくりへの支援</u> (2) ケアマネジメント機能の強化 (3) ケアラー（家族介護者等）への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>県、県保健所、県地域包括ケア推進センターが連携して、研修や個別事業等を通じ支援</u> ・介護支援専門員の資質向上のための研修の開催 ・家族介護者が孤立しないための仕組みの検討
1-2 多様な主体が共に支え合う地域づくり	(1) 地域における支え合い活動 (2) 社会福祉法人等の地域貢献活動 (3) 制度や分野の枠を超えた地域づくり (4) 権利擁護と虐待防止対策 (5) 更生支援	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援コーディネーターのスキルアップのための研修及びネットワークづくりのための情報交換会の開催 ・地域における公益的な取組の活発化のため、好実践事例を周知 ・事業所等に対し「共生型サービス」に関する基準・報酬等の制度を周知 ・市町等の虐待対応職員に対する専門的な知識・技術習得のための研修 ・地域生活定着支援センター、刑事司法関係機関等の関係機関と連携し、矯正施設退所者等への就労支援・職場定着等を促進
2 安定的な介護サービスの確保	(1) <u>介護サービス基盤の安定化</u> (2) 介護給付の適正化 (3) <u>介護人材の確保・育成・定着及び生産性向上</u> (4) 介護サービスの質の確保・向上	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>介護サービス基盤の安定化を図る市町支援のためのアドバイザー派遣</u> ・市町が行うケアプラン点検等への支援 ・<u>介護現場の生産性向上に取り組む事業者を包括的に支援する体制の整備</u> <u>検討</u> 一部新規 ・福祉サービスの第三者評価

3 医療と介護の一体的な提供の推進	(1) 医療介護連携等の構築及び推進	・新たに在宅医療に携わる医療従事者に対する研修機会の確保
	(2) 訪問歯科診療の充実	・訪問歯科診療に対応可能な歯科医師及び歯科衛生士の育成
4 認知症施策の総合的な推進	(3) 訪問薬剤管理指導の充実	・訪問薬剤管理指導の知識等充実のための研修開催
	(4) 訪問看護の充実	・特定行為看護師及び認定看護師の育成
	(5) 訪問栄養食事指導の充実	・訪問栄養食事指導の知識・スキルの獲得のための研修開催
	(6) 人生の最終段階における自己決定	・ACP の早期からの実施、緩和ケア、家族介護者等への支援について、県民への普及啓発
	(1) 普及啓発・本人発信支援	・認知症サポーター養成講座の開催
	(2) 予防	・「通いの場」の取組支援
III 災害・感染症対策の推進	(3) 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援	・認知症サポート医の養成
	(4) 認知症バリアフリーの推進	・認知症介護指導者の育成
	(5) 若年性認知症の人への支援	・チームオレンジのしくみづくり
		・若年性認知症の人への相談支援
別表 サービス量の見込み・目標等	1 災害に備えた体制整備	・個別避難計画策定に関する市町の取組を支援
	2 感染症に備えた体制整備	・施設の連携医等に対する感染対策等の訓練・研修開催
		・老人福祉圏域ごとの介護給付等サービスの種類ごとの量の見込み設定

<主な取組と成果指標>

【I 人生100年時代 健やかに生きがいを持って暮らす】

施策の方向 健康づくり・介護予防の推進（地域リハビリテーション）

現状 (問題点とその要因) ・ 課題	<p>○ 高齢者の介護予防や低下した身体機能の改善効果を高めるには、地域における住民主体の「通いの場」や地域ケア会議等での専門職の関与が必要であるが、専門職の派遣を担う地域リハビリテーションサポートセンター※1（以下、サポートセンターという。）では、本来業務を優先せざるを得ない状況や、地域において介護予防や社会参加を支援する視点等を持つ専門職の不足から、市町からの派遣要請に対応しきれていない場合がある。そのため、地域リハビリテーション支援体制を充実させ、より多くの派遣要請に対応できる状態とする必要がある。</p> <p>※1 県の指定を受けた医療機関等。市町の要請に対し専門職の派遣を行う。</p>		
取組	<p>○ 地域リハビリテーションの推進</p> <p>市町毎の派遣要請や、サポートセンター毎の派遣実績を調査・分析し、同結果を基に、リハビリテーション専門職が所属する医療機関等に対して、改めて派遣への協力を働きかけるとともに、ICT の活用等による派遣に係る負担を軽減する仕組みを検討し、効果的な取組を市町やサポートセンターへ展開する。</p>		
指標	地域リハビリテーションサポートセンター指定数における活動実績のあるサポートセンターの割合	現状値（令和4年）	目標値（令和8年）
		90.4%	100%

【Ⅱ 住み慣れた地域で最期まで自分らしく暮らす】

施策の方向 地域包括ケアシステムの充実（地域の特性・実情に応じた体制づくりへの支援）

現 状 (問題点とその要因) ・ 課 題	○ 県が設定した指標に基づく評価では、資源等の地域差から取組状況に差が生じていることが明らかになったが、市町によっては地域差を前提とした地域包括ケアシステムの在り方についての検討が十分でない場合がある。そのため、市町において、客観的な視点に基づく分析とともに、地域資源の現状や将来を見据えた地域包括ケアシステムの質の向上に向けた取組が行われている状態とする必要がある。		
取 組	○ 地域包括ケアシステムの質の向上への支援 レセプトデータに基づくサービス需要量の把握など、客観的データを用いた地域分析を行い、検討が十分でない市町に対して、情報提供を行う。また、県や保健所、地域包括ケア推進センターが連携し、市町による主体的な取組に対して、研修や個別事業等を通じた広域的かつ専門的な観点からの助言を行う。		
指 標	医療や介護が必要になっても、安心して暮らし続けられると思う者の割合	現状値（令和4年）	目標値（令和8年）
		令和6年度調査結果を反映	

施策の方向 安定的な介護サービスの確保（介護サービス基盤の安定化）

現 状 (問題点とその要因) ・ 課 題	○ 令和22（2040）年に向け、人口構造の変化に地域差が生じることから、地域によっては、利用者の減少等により、介護サービス提供体制の維持・確保が困難となることが予想される。そのため、介護サービス基盤の安定化に向けて市町が策定した介護保険事業計画が効果的に実行されることにより、地域で必要な介護サービスが安定的に維持・確保できている状態とする必要がある。		
取 組	○ 介護サービス基盤の安定化支援 市町に対して、専門知識を持つアドバイザーを派遣し、介護保険事業計画の実行過程における課題の抽出や課題解決に向けた助言を行う。また、事業者に対して、経営の協働化・大規模化、事業継続に向けた情報提供、助言など、経営基盤の強化や安定化につながる相談支援を行う。		
指 標	介護基盤の整備が進んでいると認められる市町数	現状値（令和4年）	目標値（令和8年）
		—	23市町

施策の方向 安定的な介護サービスの確保（介護人材の確保・育成・定着及び生産性向上）

現 状 (問題点とその要因) ・ 課 題	○ 生産年齢人口の減少等により、人手不足の状態が続く介護現場においては、業務の改善・効率化による生産性の向上が求められているが、経営者と現場との間でICT・介護ロボット導入の目的や意義が共有されず未使用のままとなっていることや、機器等を十分使いこなせるまでの訓練が行われず定着に至っていないなど、各種取組が職員の業務負担軽減に結びついていないケースがある。そのため、事業所により生産性の向上に関する取組が効果的に進められ人材の確保・定着が図られている状態とする必要がある。		
取 組	○ 介護現場の生産性向上への支援 一部新規 ICT・介護ロボットを導入した事業所に対し、巡視時間や時間外勤務の縮減などの具体的な効果や、導入後に生じた課題の報告を求め、事業所間で共有し、効率的な活用を促す。 また、「ハラスメント防止のための相談窓口の設置」、「キャリアパス制度の導入」などを含む働きやすい職場づくりを進める法人を認証する「魅力ある福祉・介護の職場宣言ひろしま」認証制度の普及促進等により、人材の確保・定着を支援する。 さらに、生産性向上に取り組む事業所に対し、業務の改善や効率化の手法に関する相談受付、必要な支援メニューへのつなぎ、業務改善等のための専門家派遣・研修実施等の支援を包括的に行う体制の整備について検討する。		
指 標	介護職員離職者のうち3年未満職員の割合	現状値（令和4年）	目標値（令和8年）
		57.1%	50%

施策の方向 認知症施策の総合的な推進（普及啓発）

現状 (問題点とその要因) ・ 課題	○ 認知症の人やその家族が地域で自分らしく暮らし続けられるためには、認知症に対する社会の理解が必要となるが、日常生活の中で、認知症について学ぶ機会が少ないことから、正しい知識と理解が、地域で十分共有されていない。そのため、認知症の人や家族を支えるしくみが機能するよう、地域や職域などで認知症の人と関わる者が認知症の症状や特徴を理解している状態とする必要がある。		
	取組	○ 認知症サポーター養成講座 認知症に関する啓発イベントを実施するとともに、子供を含む若い世代や県が連携する企業など、地域を構成する幅広い主体が、認知症に関する正しい知識と理解を持つことができるよう、認知症サポーター養成講座を実施する。	
指標	認知症サポーター養成数	現状値（令和4年）	目標値（令和8年）
		324,980人	388,400人

施策の方向 認知症施策の総合的な推進（認知症バリアフリーの推進）

現状 (問題点とその要因) ・ 課題	○ 認知症の人の集う場所が少なく、認知症の人が孤立しないための関係づくりが十分進んでいないことや、認知症の人の見守り体制が十分に整っておらず、認知症の人が安全に外出することができないケースがある。そのため、認知症になってからも、本人に合った形で社会参加でき、地域で自分らしく暮らし続けていくことができる状態とする必要がある。		
	取組	○ チームオレンジのしくみづくり 認知症の人や家族に対する、心理面・生活面の支援（孤立しないための関係づくり（認知症カフェへの同行・運営参加）、見守り、声掛け、話し相手など）を行う、チームオレンジ（認知症サポーター等で構成する支援チーム）整備のため、「チーム」の立ち上げや運営などの中心的役割を担うチームオレンジコーディネーターを育成し、市町が行うチームオレンジのしくみづくりを支援する。	
指標	チームオレンジ整備市町	現状値（令和4年）	目標値（令和8年）
		6市町	23市町
	チームオレンジの設置数	57チーム	74チーム

【Ⅲ 災害・感染症対策の推進】

施策の方向 災害に備えた体制整備

現状 (問題点とその要因) ・ 課題	○ 令和3年5月の災害対策基本法の改正により、個別避難計画の策定が市町村の努力義務とされるとともに、計画に記載すべき事項が定められたことから、過去に作成された計画の見直しを含めて、個別避難計画の取組を進めることが求められている。 そのため、市町では、防災・福祉・まちづくりなどの関係分野間の「庁内連携」や、地域住民や専門職と協働する「庁外連携」の仕組みを構築し、実効性の高い個別避難計画の策定が計画的に進められている状態とする必要がある。		
	取組	○ 個別避難計画策定への支援 福祉専門職を対象とした研修会の開催や地域住民の理解促進を図る研修教材の提供、地域コミュニティと連携・協働した取組事例の共有等により、市町の取組を支援する。また、福祉避難所や一般避難所の要配慮スペース等の整備に係るガイドラインの作成等により、避難者の特性等に応じた環境づくりを促進する。	
指標	個別避難計画作成の同意者に対する計画作成率	現状値（令和4年）	目標値（令和8年）
		54.2%	100%

1 趣旨等

(1) 趣旨

本県では、地域共生社会の実現を目指して令和2年4月に広島県地域福祉支援計画を策定し、「重層的なセーフティネット」の構築に向けて、市町における包括的な支援体制の構築への支援に取り組んでいる。

現行計画（第1期）による取組開始から4年目を迎えており、モデル活動を踏まえた振り返りや、令和4年度に実施した実態調査等を踏まえ、必要な見直しを行う。

(2) 計画期間

令和6（2024）年度～令和11（2029）年度（6年間）

(3) 計画の位置付け

ア 法的根拠等

本計画は、社会福祉法第108条第1項に規定する「都道府県地域福祉支援計画」として、市町が策定する「地域福祉計画」の達成に資するため、広域的な見地から、市町の地域福祉の取組の推進を支援することを目的として、必要な事項を一体的に定める。

イ 他計画との関係

本計画は、県の「安心・誇り・挑戦 ひろしまビジョン」に位置付ける「地域共生社会」の目指す姿・施策の方向性を反映した、本県の地域福祉に関する基本方針である。

また、「ひろしま高齢者プラン」、「広島県障害者プラン」、「ひろしま子供の未来応援プラン」、「いのち支える広島プラン」、「健康ひろしま21」など、各分野別計画との連携・整合を図りながら、地域共生社会の実現に向け、地域における高齢、障害、子供・子育て、生活困窮等の福祉に関し、各分野で横断的に取り組むべき事項を定める。

2 次期計画の概要

現行計画の振り返りや今後見込まれる社会情勢の変化等を踏まえて、次期計画の目指す姿や施策体系、評価指標などを以下のとおりとする。

(1) 基本理念 ※現行計画を引き継ぐ

「多様性を認め合い 支え合いながら 自分らしく活躍できる

安心と活気あふれる共生のまち 広島県」

(2) 目指す姿

○ わたしたちのまちでは、地域社会を構成する多様な主体が連携し、個々人の違いを尊重し互いに支え合う環境が整うことで、住民が安心して生活するとともに、つながりを持ちながら、自分らしく活躍しています。

(3) 注視する指標

指標	現状 (令和4年度)	目標 (令和11年度)	増減
福祉的な悩みを抱えていても、安心して暮らしている人の割合 ①：福祉的な悩みを抱えている人のうち、安心して暮らしている人の割合 ②：福祉的な悩みを抱えていない人のうち、安心して暮らしている人の割合 ⇒ ①と②のポイント差を注視	ポイント差(②-①)： 10.2ポイント (①：61.8% ②：72.0%)	ポイント差(②-①)： 0ポイント	▲10.2

【出典：令和4年度広島県実態調査】

(4) 施策体系

目指す姿の実現に向けて、以下の施策体系に基づいて取組を推進する。

施策区分	施策の方向	主な取組
I 地域共生社会に対する理解の促進	1 県民の理解と行動の促進 2 多様性等への相互理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> 地域共生社会に対する県民の理解促進を図り、具体的な行動につなげるための取組をモデル的に実施・検証 新規 多様性の理解や尊重し合う意識の醸成に向けた啓発活動の実施 など
II 多様な主体による支え合いの促進	1 地域活動に携わる多様な担い手づくり 2 社会とつながる機会・場づくりの促進 3 認知症になっても安心して暮らせる地域づくりの促進 4 非常時の地域支え合い活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉協議会による小地域福祉活動支援や福祉教育推進校の取組の推進 社会福祉法人の地域公益活動の促進 認知症サポーター養成講座による普及啓発や若年性認知症の人への支援 避難行動要支援者の個別避難計画の作成支援 など
III まるごと相談支援体制の構築	分野を超えた連携体制の構築及び相談支援機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> 市町の包括的な相談支援体制の構築支援 市町や専門職等を対象とする複合的な課題等への対応力向上研修の実施 など
IV つなぎ・つながる機能の充実・強化	つなぎ・つながる機能の充実に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> 市町や市町社会福祉協議会の職員等を対象とする研修や個別訪問の実施 生活支援コーディネーターの人材育成研修 など
V 支援につながりにくい人・世帯へのアプローチ	1 ケアラー（家族介護者等）への支援の充実 2 特に支援が必要な人・世帯への支援	<ul style="list-style-type: none"> 市町におけるケアラー（家族介護者等）への相談支援や介護の負担軽減等の取組促進 発達障害児・者への支援の充実 生活困窮者への支援の充実 ひきこもり支援の充実 住宅確保要配慮者が安心して暮らせるセーフティネット機能の整備 矯正施設退所者等の地域定着支援 外国人が安心して生活できる環境整備 など
VI 総合的な権利擁護体制の構築	1 成年後見制度等の権利擁護支援の充実 2 虐待・DV防止対策の充実 3 消費者被害対策の充実 4 福祉サービスの苦情解決及び第三者評価による質の確保	<ul style="list-style-type: none"> 市町における成年後見制度等の相談体制の構築及び人材の確保に向けた支援の充実拡充 市町の高齢者虐待防止ネットワークの充実や虐待防止に向けた職員研修・普及啓発の実施 消費者団体や司法関係団体等との連携促進 社会福祉法人の第三者評価の普及促進 など

(5) 主な取組と成果指標

「尊重し合いながら安心して暮らせる地域社会」の実現を目指し、地域社会を構成する多様な主体が連携して「困りごとや悩みを抱える人が早期に発見され、早期の解決につながる」ための取組を推進することとし、現行計画（第1期）では、地域主体の課題活動のモデル実施や、相談支援体制の構築に取り組む市町への支援を行い、「住民間」、「住民と専門職」、「専門職間」がつながる重層的なセーフティネットの構築に向けた土壌と仕組みづくりに取り組んできた。

目指す姿の実現に向けては、第1期計画の成果や課題等を踏まえ、既存の取組の充実を図るとともに、第2期計画では、

- ・「気付き、気に掛け、手を差し伸べることができる人を増やすこと」
- ・「早期に発見し、早期に解決に導く仕組みを設けること」
- ・「安定的かつ継続的に安心した暮らしを送れる仕組みを設けること」

に取り組んでいく必要があり、まずは「気付く」人を増やすことを目的に「県民の理解と行動の促進（施策I-1）」、併せて、司法専門職等との連携による相談支援体制の強化を図ることを目的に「権利擁護支援の充実（施策VI-1）」の取組に注力しながら、必要な施策を推進する。

【 I — 1 県民の理解と行動の促進】

現 状	<p>○ 高齢者介護や障害福祉、児童福祉、生活困窮などの属性・対象者別の専門的支援が行われている一方、各制度のみでは対応できない、ひきこもり、8050 問題、ダブルケアなどの複合的課題や制度の狭間の問題が顕在化している。</p> <p>【市町相談支援機関への実態調査】（高齢、障害、子ども、困窮 外） ・R4.6 月期の相談実績（平均）：91 世帯／機関（回答：536 機関） うち、複合課題のケース（平均）：10 世帯／機関（回答：519 機関・うち対応実績有：398 機関）</p> <p>○ 第 1 期計画でのモデル事業では、「相談・交流・活動の機会」と、「地域課題の共有」を通じて、様々な困り事を抱える人を地域で受け入れ、お互いの境遇・思いを尊重して支え合う住民主体の課題解決活動の有効性等が確認されたが、県民アンケート調査結果では、地域のつながりの必要性は認識しているものの、行動するまでには至らない県民が多く、地域の方同士での助け合いが「できている」と思っている人も少ない状況にある。(①・②)</p> <p>○ 「相談や助けを求めることにためらいを感じる人」も一定数存在しており、「相談先がない」状態や「相談をためらう」意識などによって、課題を抱えていても、支援につながりにくい人や、自ら遠ざかり孤立しがちな人が存在している実態がうかがえる。(③)</p> <p>○ これらの要因としては、家族機能の変化や個人の価値観・ライフスタイルの多様化等により、他人に関与しない意識が広がるにつれて、人と人とのつながりの希薄化や地域で支え合うコミュニティ機能の低下が進んでいることが、社会や地域からの孤立と課題の潜在化・深刻化につながっていることが考えられる。</p>															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>質問内容</th> <th>R4 県民調査回答（選択式）※回答数：3,483 人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">①</td> <td>「地域のつながり」</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・日頃から気に掛け合う程度の関係 (35.0%)、 ・災害時に備えて助け合える関係 (21.2%)、 ・なるべく関わりたくない (20.5%)、 ・地域の役割を無理のない範囲で引き受けたい (15.0%)、 ・用事を頼む・頼まれる関係でいたい (6.4%)、 ・地域での役割を積極的に担いたい (1.6%) </td> </tr> <tr> <td>周囲の人が悩んでいるときの対応</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・様子を気に掛ける (44.2%)、・話を聞く (37.6%)、 ・専門の相談機関を紹介する (6.5%)、 ・特に何もしない (29.7%) </td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>地域の方同士での助け合い</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・できていると思う (26.8%)、・あまり思わない (36.7%)、 ・思わない (28.0%)、・わからない (8.5%) </td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>悩み相談、助けを求めることへのためらい</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・十分感じている (10.4%)、・多少感じている (40.5%)、 ・あまり感じていない (34.0%)、 ・全く感じていない (7.6%)、・わからない (7.5%) </td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">【出典：令和 4 年度広島県実態調査】</p>				質問内容	R4 県民調査回答（選択式）※回答数：3,483 人	①	「地域のつながり」	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃から気に掛け合う程度の関係 (35.0%)、 ・災害時に備えて助け合える関係 (21.2%)、 ・なるべく関わりたくない (20.5%)、 ・地域の役割を無理のない範囲で引き受けたい (15.0%)、 ・用事を頼む・頼まれる関係でいたい (6.4%)、 ・地域での役割を積極的に担いたい (1.6%) 	周囲の人が悩んでいるときの対応	<ul style="list-style-type: none"> ・様子を気に掛ける (44.2%)、・話を聞く (37.6%)、 ・専門の相談機関を紹介する (6.5%)、 ・特に何もしない (29.7%) 	②	地域の方同士での助け合い	<ul style="list-style-type: none"> ・できていると思う (26.8%)、・あまり思わない (36.7%)、 ・思わない (28.0%)、・わからない (8.5%) 	③	悩み相談、助けを求めることへのためらい
	質問内容	R4 県民調査回答（選択式）※回答数：3,483 人														
①	「地域のつながり」	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃から気に掛け合う程度の関係 (35.0%)、 ・災害時に備えて助け合える関係 (21.2%)、 ・なるべく関わりたくない (20.5%)、 ・地域の役割を無理のない範囲で引き受けたい (15.0%)、 ・用事を頼む・頼まれる関係でいたい (6.4%)、 ・地域での役割を積極的に担いたい (1.6%) 														
	周囲の人が悩んでいるときの対応	<ul style="list-style-type: none"> ・様子を気に掛ける (44.2%)、・話を聞く (37.6%)、 ・専門の相談機関を紹介する (6.5%)、 ・特に何もしない (29.7%) 														
②	地域の方同士での助け合い	<ul style="list-style-type: none"> ・できていると思う (26.8%)、・あまり思わない (36.7%)、 ・思わない (28.0%)、・わからない (8.5%) 														
③	悩み相談、助けを求めることへのためらい	<ul style="list-style-type: none"> ・十分感じている (10.4%)、・多少感じている (40.5%)、 ・あまり感じていない (34.0%)、 ・全く感じていない (7.6%)、・わからない (7.5%) 														
課 題	<p>○ 地域（県民）に「つながりそのものがセーフティネット」であるという考えを定着させ、福祉的な悩みを抱えた人に「気付き」・「気に掛け合い」・「手を差し伸べる」という意識・行動の変容を促す必要がある。また、自分自身に福祉的な悩みがある場合には「ためらわずに相談する」意識の醸成を図る必要がある。</p>															
取 組	<p>福祉的な悩みを抱える人が支援につながる仕組み・環境づくりを推進する。新規</p> <p>○ 特定のモデル地域において、県民や地域の関係機関等に対し、課題が潜在化・重篤化する場合の共通点を調査し、早期発見・重篤化防止のための取組を検討する。（「特徴」や「兆し」の理解と共有、「兆し」への気付きと声掛け、支援窓口の紹介やつなぎなど）</p>															
指 標		現状値（令和 4 年度）	目標値（令和 11 年度）													
	困りごとや悩みに対して地域の方同士での助け合いができていない人の割合	26.8%	50.0%													

※ このほか、令和 6 年度から実施するモデル地域の取組を踏まえ、「福祉的な悩みを抱えた人に『手を差し伸べる』という意識・行動の変容」や「『ためらわずに相談する』意識の醸成」に対する指標を検討する。

【VI—1 成年後見制度等の権利擁護支援の充実】

<p>現 状</p>	<p>【相談体制の構築】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第1期計画において、市町の包括的な相談支援体制の構築に向けて取組を進めてきたところであるが、従来の福祉的な相談支援では対応しきれない福祉分野外の相談が増えている。 ○ 具体的には、認知症高齢者や知的・精神障害者等、判断能力の不十分な人の増加が見込まれる中、財産管理や介護サービスの利用等に関する契約締結などを行う成年後見制度等の権利擁護支援の必要性が高まっている。 <p>(R5 相談支援機関調査)</p> <p>・「利用者から成年後見制度やかけはしなど金銭管理等に関する相談を受ける」相談支援機関の割合：71.9%</p> <p>【人材の確保と成年後見制度の周知】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 成年後見制度の利用者数は、年間 200 件程度増加しているが、司法専門職等が不在の地域もあり、利用開始までに時間を要している。 		
<p>課 題</p>	<p>【相談体制の構築】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 成年後見制度等の権利擁護支援の取組は、各市町で進められているが、司法専門職との連携や成年後見制度利用等の提供体制には地域差が生じており、構築済みの市町においても、ノウハウ蓄積等の課題があるなど、各市町の実情等に応じた支援が必要である。 <p>【人材の確保と成年後見制度の周知】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町においては、権利擁護を担う人材の確保・育成に苦慮しているなどの共通課題も多く、市町域を超えた広域的な対応を検討する必要がある。 ○ 司法専門職等において、意思決定支援や身上保護の福祉的な視点が十分でない運用がなされているケースがあり、制度利用のメリットや効果が十分発揮されていない。 ○ 認知症高齢者等が増加する中、成年後見制度を必要とする人が不安なく支援を受けられるよう、制度を分かりやすく周知する必要がある。 		
<p>取 組</p>	<p>■ 県民の誰もが、どの地域においても、不安なく成年後見制度等の利用が可能となり、安心して暮らせる地域社会の実現を目指す。</p> <p>【相談体制の構築】 【拡充】</p> <p>各市町において、成年後見制度等の権利擁護の相談が受けられ、司法専門職等と連携して課題を整理し、解決策の方針が決定できる体制を整える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ アドバイザーの派遣を通じた市町の体制づくりへの支援を強化する。また、成年後見制度の利用等に係る困難ケースへの専門家派遣や機能強化研修の開催等、各市町の取組の充実・強化に取り組む。 <p>【人材の確保と成年後見制度の周知】 【拡充】</p> <p>成年後見制度等に関わる人材が確保され、質の高い支援を提供する仕組みを整える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 専門職団体や家庭裁判所等で構成する県域単位の協議会を設置して、関係団体等と連携・協力し、広域的に人材を確保する。 ○ 関係機関等を対象とする制度利用に関するガイドラインの作成や、意思決定支援・身上保護に関する研修の開催等により、必要な人材の確保と質の向上に取り組む。 <p>また、県民向けに成年後見制度等の普及啓発を行い、理解促進と支援を要する人のニーズ把握を進める。</p>		
<p>指 標</p>		<p>現状値（令和4年度）</p>	<p>目標値（令和11年度）</p>
	<p>成年後見制度における中核的機能を有し、地域連携ネットワークの構築に取り組む市町数</p>	<p>9 市町</p>	<p>23 市町</p>
	<p>成年後見人の受任可能者数（親族を除く）</p>	<p>958 人※ （令和5年度）</p>	<p>1,500 人</p>

※成年後見受任団体からの聞き取りによる。

1 趣旨等

(1) 趣旨

本県の障害者施策全般に関する基本計画である「第4次広島県障害者プラン」(平成31～令和5年度)が終期を迎えることから、次期計画(「第5次広島県障害者プラン」)を策定する。

(2) 計画期間

令和6(2024)年度～令和11(2029)年度(6年間)

※3年に1度の国の基本指針改定に伴い、3年目に見直しを実施する。

(3) 計画の位置づけ

障害者基本法第11条第2項、障害者総合支援法第89条第1項及び児童福祉法第33条の22第1項に基づき策定する法定計画であり、「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」、「広島県地域福祉支援計画」等の関係計画との整合や調和を図る。

2 次期計画の概要

現行計画の振り返りや今後見込まれる社会情勢の変化を踏まえて、次期計画の目指す姿や施策体系、評価指標などを以下のとおりとする。

(1) 基本理念

すべての県民が障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、自分らしく、安心して暮らせる共生社会の実現

(2) 目指す姿

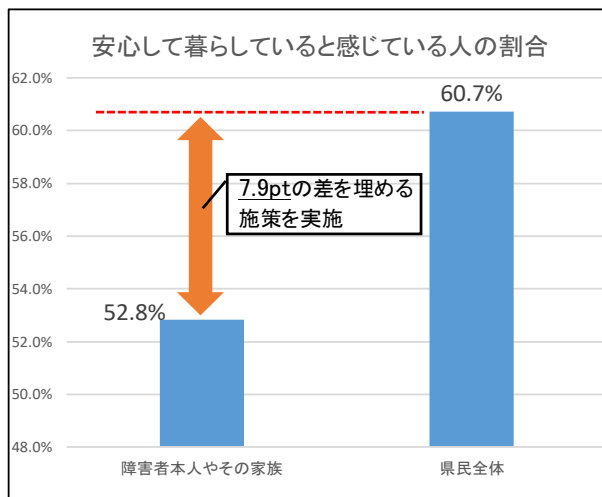
- ① 様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々の権利が守られ、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとることで、お互いを認め合い、共に創っていく社会が実現しています。
- ② 障害者が自らの意思で社会参加の機会や場を選択し、教育や就労、スポーツ、文化芸術等の様々な機会を通じて、持てる能力を發揮し、生きがいを持って暮らせる社会が実現しています。
- ③ 障害の原因となる疾病等の予防や早期発見、専門的な治療が行える体制が構築され、全ての人が身近な地域において、良質で安定した医療等を受けられる環境が整っています
- ④ 障害者を地域で見守る体制が整い、障害の特性やライフステージに応じた質の高い障害福祉サービス等の支援を受けながら、自らが選ぶ場所で安心して暮らしています。
- ⑤ 全ての人があらゆる場面で、生活への不安を感じることなく、安全に暮らせる社会が実現しています。

(3) 総括目標

障害者施策を進める上で、障害者及びその家族が安心して暮らしていることが最も重要であることから、**障害者及びその家族の安心感を測る指標を総括目標として設定**する。

指標	現状 (令和5年)	目標 (令和11年)
障害者本人やその家族の内、安心して暮らしていると感じていると回答した人の割合	52.8%	県民全体の内、安心して暮らしていると感じていると回答した人の割合と同値

《総括目標の考え方》



- 令和4年9月に県民を対象としたアンケートを実施したところ、本人や家族の障害に係る困りごとを抱えている人の内、安心して暮らしていると感じていると回答した人は 65.4%であった。(安心して暮らしていると感じていると回答した人の 県民全体の値は68.0%。)
- この結果を踏まえ、障害者本人やその家族全体の安心感を調査するために、令和5年9月に再度アンケート調査を実施したところ、障害者本人やその家族の内、安心して暮らしていると感じていると回答した人の割合は、52.8%であり、県民全体の回答(60.7%)と7.9ポイントの差があったため、その差を埋める施策が必要となる。

令和5年9月に実施した「県民の安心感に関するアンケート調査」の結果を基に作成。
(全体 N:3,000、障害者本人・家族 n:354)

(4) 施策体系

目指す姿の実現に向けて、「I 障害への理解促進」及び「IV 地域生活の支援体制の構築」を重点施策として注力するとともに、以下の施策体系に基づいて取組を推進する。

施策区分	施策の方向	主な取組
I 障害への理解促進 重点	1 障害に対する理解の促進 2 権利擁護の推進	・ 子供の頃からの理解促進 ・ バイアスの解消に向けた取組 ・ 障害者虐待の防止 ・ 権利擁護の推進
II 自立と社会参加の促進	1 教育 2 雇用・就労の促進 3 情報の保障の強化 4 スポーツ、文化芸術活動の推進	・ 就学相談支援体制の確立 ・ 企業等の理解促進 ・ 情報アクセシビリティの向上 ・ パラスポーツ、インクルーシブスポーツの推進 ・ 文化芸術活動・余暇活動の充実
III 保健、医療の充実	1 保健・医療提供体制の充実 2 療育体制の充実	・ 専門的な医療の提供 ・ 医療的ケア児支援体制の構築
IV 地域生活の支援体制の構築 重点	1 福祉サービス等の提供 2 サービスの質の向上等 3 相談支援体制の構築 4 地域生活への移行支援	・ 人材やサービスの質の確保 ・ 地域資源の効率的な活用
V 暮らしやすい社会づくり	1 福祉のまちづくりの総合的な推進 2 災害、感染症対策の強化 3 防犯、交通安全等の推進 4 NPO、ボランティアとの協働 5 福祉用具等の研究開発の推進と普及	・ バリアフリーの推進 ・ 災害対策の強化 ・ 新興感染症への備え

(5) 主な取組と成果指標

【I 障害への理解促進】

取組の方向1 子供の頃からの理解促進

取組の方向2 バイアスの解消に向けた取組

<p>現 状</p>	<p>○ 県内の「障害者が困っているときに、手助けをしたことがある人」の割合は令和5年度時点で68.9%となっており、残りの31.1%の理解が進んでいない。</p> <p>○ 子供の頃から障害についての知識を習得することが有効であると考えられるが、若い世代(18~29歳)においては、「障害のある人が身近で普通に生活しているのが当たり前だと思う」人や「障害を理由とする差別や偏見があると思う」人の割合は全世代で最も高くなっているが、「障害のある人が困っているときに手助けをしたことがある」人の割合は全体と同程度に留まっている。</p> <p>(内閣府調査)</p> <p>・「障害のある人が身近で普通に生活しているのが当たり前だと思う」人の割合(18~29歳) : 75%≪全体 : 64.8%≫</p> <p>・「障害のある人が困っているときに手助けをしたことがある」人の割合(18~29歳) : 60.5%≪全体 : 61.9%≫</p>												
<p>課 題</p>	<p>【(1) 子供の頃からの理解促進】</p> <p>○ 若い世代においては、障害への理解は他世代と比較すると高いものの、手助け等の行動に移すことができていない。</p> <p>(要因)</p> <p>① 若い世代が障害特性などの知識を学ぶ機会が少ない。</p> <p>② 接触機会・コミュニケーションの場を提供できていない。</p> <p>【(2) バイアスの解消に向けた取組】</p> <p>○ 県民の障害への理解をより進めるためには、潜在的な態度の変容を促す取組が必要となるが、現状やその影響を正確に把握することが難しい。</p> <p>一方で、障害者及びその家族に対するインタビュー調査(令和5年10月実施)を実施したところ、見た目や行動に関する偏見を未だに感じることがあると回答した人もおり、県民の障害に係るバイアスが生じていることが想定される。</p>												
<p>取 組</p>	<p>【(1) 子供の頃からの理解促進】</p> <p>○ 学校現場に向けた「あいサポート運動の出前講座」等の普及啓発を強化し、学校の授業等での活用促進を図る。</p> <p>○ 小・中学校等の生徒が、地域の障害者支援施設等への訪問や、社会で活躍する障害者(アスリート・芸術家等)との交流会の開催等を通じ、地域社会の中で障害のある人と助け合うことを学ぶ機会を創出する。</p> <p>○ 大人から子供への波及効果もあると見込まれることから、「あいサポート企業・団体」への登録を推進するとともに、地域や自己の企業・団体において「あいサポート運動」の推進役を担う「あいサポートメッセンジャー」の養成を図り、企業・団体内における普及啓発の取組を促進する。</p> <p>【(2) バイアスの解消に向けた取組】</p> <p>○ 県民に対し、障害に関するバイアスの調査を行い、バイアスの解消に向けた実効性のある具体の取組を検討する。(※3年後の当計画の見直しの際に具体の取組を反映する。) 新規</p>												
<p>指 標</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>現状値 (時点)</th> <th>目標値 (年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校等に対する 出前講座の実施回数</td> <td>7回 (R5.3.31)</td> <td>49回 (R11年度)</td> </tr> <tr> <td>県が実施するあいサポート運動 に係る研修の受講者数(累計)</td> <td>1,285人 (R5.3.31)</td> <td>2,800人 (R11年度)</td> </tr> <tr> <td>あいサポート企業・団体数 (累計)</td> <td>823企業・団体 (R5.3.31)</td> <td>1,150企業・団体 (R11年度)</td> </tr> </tbody> </table>		現状値 (時点)	目標値 (年度)	学校等に対する 出前講座の実施回数	7回 (R5.3.31)	49回 (R11年度)	県が実施するあいサポート運動 に係る研修の受講者数(累計)	1,285人 (R5.3.31)	2,800人 (R11年度)	あいサポート企業・団体数 (累計)	823企業・団体 (R5.3.31)	1,150企業・団体 (R11年度)
	現状値 (時点)	目標値 (年度)											
学校等に対する 出前講座の実施回数	7回 (R5.3.31)	49回 (R11年度)											
県が実施するあいサポート運動 に係る研修の受講者数(累計)	1,285人 (R5.3.31)	2,800人 (R11年度)											
あいサポート企業・団体数 (累計)	823企業・団体 (R5.3.31)	1,150企業・団体 (R11年度)											

【IV 地域生活の支援体制の構築】

取組の方向1 人材やサービスの質の確保

取組の方向2 地域資源の効率的な活用

<p>現 状</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者人口が増加し、生産年齢人口が減少することが予測される中、県内の障害者手帳保持者数も増加傾向にあるため、一層、介護人材等が不足することが見込まれる。 ○ 障害者及びその家族が高齢化している。 <li style="margin-left: 20px;">〔 ・ 65歳以上の障害者の割合（H24⇒R4） 療育手帳：8.8%⇒11.0%、身体障害者手帳：71.5%⇒75.3%、 精神障害者保健福祉手帳：19.2%⇒20.3% 〕 ○ 福祉施設入所者の地域移行が進んでいない。（R3地域移行率：県0.64%（国1.11%））
<p>課 題</p>	<p>【（1）人材やサービスの質の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 介護人材等の不足により、必要な支援が行き届かなくなるとともに、支援の質の確保が課題となる。 （要因） ① 昨今、福祉・介護人材が不足するなかで、障害者支援の分野においても、人材の確保がより一層困難となっている。 ② 人材不足による一人当たりの業務負担の増加等により、障害福祉サービス等における人材やサービスの質の確保が行えていない。 <p>【（2）地域資源の効率的な活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者の親亡き後、障害者が地域から孤立する可能性がある。 （要因） ③ 家族等がいなくなった場合に、必要な支援に繋ぐ体制が十分に整っていない。 ④ 障害に係る総合的な相談支援体制を十分に確保できていないことや、関係者の情報共有・連携が行えていないことにより、当事者が必要な支援に繋がるための情報を得られていない。 ○ 福祉施設における重度や高齢の障害者については、その支援の難しさや地域での受け入れ体制が整っていないことにより、地域移行が進んでいない。 （要因） ⑤ 支援が難しい障害者に対応するための人材の養成や、関係者の情報共有・連携が不足している。
<p>取 組</p>	<p>【（1）人材やサービスの質の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉・介護分野の人材確保等については、多様な人材確保に向けたマッチングや「魅力ある福祉・介護の職場宣言ひろしま」認証制度の推進、外国人材の日本語学習支援、福祉サービス第三者評価の受審促進等に取り組む。〔高齢者プラン再掲〕 ○ 地域の障害福祉サービスを適切に提供するため、相談支援従事者や、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者等を確保するため、受講希望者数に応じた研修実施体制を整備する。 ○ 強度行動障害支援者養成研修による人材育成に加え、事業所での適切な支援や、指導助言ができる中核的な人材を養成する。 ○ 障害福祉サービス事業所におけるICT・ロボット等の導入について、先進導入事例の紹介や補助金の活用促進を行い、現場の業務の効率化及び負担軽減を図る。 <p>【（2）地域資源の効率的な活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の実情にあわせて、限られた福祉人材を有効に活用することが可能である共生型サービスについて、会議や市町指導等を通じて、市町職員への制度説明を行うとともに、介護人材確保部局と連携し、集団指導等において、事業者と同サービスの内容の説明を行い、参入促進を図る。 ○ 基幹相談支援センターの設置や地域生活支援拠点等（システム）の整備に向けて、市町の取組状況や課題等を把握するとともに、アドバイザーの派遣等により市町の取組を支援する。 併せて、基幹相談支援センター等による専門的な助言・指導及び人材育成や、地域において指導的な役割を担う主任相談支援専門員の養成を通じ、地域の相談支援体制を強化する。

	○ 県・市町の自立支援協議会の連携強化や、障害保健福祉圏域連絡会議の活用等により、支援が難しい障害者の支援方法や相談支援体制の整備等、各市町が抱える課題を吸い上げるとともに優良事例の展開等を実施し、障害者やその家族の孤立の防止、地域で安心して暮らせる環境の整備等の取組を進める。 <u>拡充</u>		
指 標		現状値（時点）	目標値（年度）
	基幹相談支援センターへの主任相談支援専門員の配置数	17人 (R4年度)	40人 (R8年度)
	基幹相談支援センター設置市町数	7市町 (R4年度)	23市町 (R8年度)
	地域生活支援拠点等の整備市町数〔箇所数〕	18市町 〔39箇所〕 (R4年度)	23市町 〔50箇所〕 (R8年度)

※) 目標値がR8年度時点のものについては、3年に1度の国の基本指針改定に伴い見直し予定。

1 趣旨等

(1) 趣旨

令和6年4月から施行される「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(以下「困難女性支援法」)により、新たに策定が義務付けられた県計画を策定する。

(2) 計画期間

令和6(2024)年度～令和7(2025)年度(2年間)

※「ひろしまDV防止・被害者支援計画(第4次)」と改定時期を合わせ、時期改定時に一体のものとして策定

(3) 計画の位置づけ

困難女性支援法に基づき策定する法定計画であり、「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」、「ひろしまDV防止・被害者支援計画」等の関係計画との整合や調和を図る。

(4) 対象

年齢、障害の有無、国籍等を問わず、すべての女性

2 次期計画の概要

現行制度の振り返りや今後見込まれる社会情勢の変化を踏まえて、次期計画の目指す姿や施策体系、評価指標などを以下のとおりとする。

(1) 基本理念

すべての女性が、人権が尊重され、安心して、かつ自立して暮らすことができる社会の実現

(2) 目指す姿

年齢、障害の有無、国籍等を問わず、すべての女性が、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱えた、又は抱えるおそれがある時に、その意思が尊重されながら、問題解決に向けて、多様な支援を包括的に切れ目なく受けることができます。

その結果、すべての女性が、置かれた状況や自らの意思に応じて、必要な福祉的サービスも活用しながら、安定的に日常生活や社会生活を営むことができます。

(3) 施策体系

目指す姿の実現に向けて、以下の施策体系に基づいて取組を推進する。

施策区分	取組の方向	主な取組
1 相談支援体制の整備	1 早期に相談しやすい環境の整備 2 女性相談支援員の対応力向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>女性相談支援センターの機能や支援内容の周知</u> 重点 ・ 一時的な居場所の提供 ・ 関係機関との顔のみえる関係づくり ・ 女性相談支援員の研修内容の拡充 ・ 女性相談支援員をサポートする体制整備の検討 ・ 市町への女性相談支援員の配置促進
2 一時保護機能の見直し	1 支援対象者の状態に応じた一時保護の実施 2 心理的ケアの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>保護理由やニーズに応じた一時保護先の確保や分別</u> 重点 ・ 心理的ケアの導入体制の見直し・強化
3 自立支援の推進	1 関係機関との連携による継続的な支援・見守り 2 施設やそのノウハウを活用した自立支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別支援計画に基づいた継続的な支援の実施 ・ 施設の支援調整会議への参加促進 ・ 市町への施設活用に係る情報提供
4 関係機関の連携による包括的な支援体制の整備		<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>市町への支援調整会議の設置促進・活用</u> 重点 ・ 個別支援計画に基づいた継続的な支援の実施(再掲)

<主な取組と成果指標>

【1 相談支援体制の整備】

目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 県民が、様々な要因により困難な状況にある女性が相談できる窓口や活用できる制度について認知しており、その結果、全ての女性が、困難な状況に陥った時、早い段階で相談ができています。 ◆ 困難な状況にある女性が、どこに相談しても、希望や意思を尊重されながら、的確なアセスメントに基づき、支援を受けることができています。
------	--

取組の方向1 早期に相談しやすい環境の整備

現状 (問題点とその要因) ・ 課題	<ul style="list-style-type: none"> ○ こども家庭センターでは、電話相談及び面接相談を実施しているが、電話相談においては、20代以下は6%程度だが、面接相談では約23%を占めていること、福祉犯罪の被害者の7～8割が女子であることから、早い段階で相談につながっていない者もいると考えられる。 ○ DV被害者を対象とした県政世論調査(R2)によると、公的な相談機関に相談しなかった理由として <ul style="list-style-type: none"> ・相談してもむだだと思ったから(66.7%) ・どこに相談したらよいかわからなかったから(33.3%) ・相談してもどんな支援を受けられるかわからなかったから(33.3%) <p>が、20代で特に多くなっており、女性相談支援センターの機能や支援内容が十分に認知されていないことや公的な機関に対する不信感等が相談のハードルになっていると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ そのため、相談支援先の周知や、行政等に相談する抵抗感の低減等、早期に相談しやすい環境を整備する必要がある。 		
取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 女性相談支援センターの機能や支援内容の周知 重点 拡充 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 県民（特に若年女性）に対し、こども家庭センターや女性相談支援員が、女性が抱える様々な困難な問題について相談支援を実施していくことや、具体的な支援の内容について、広く周知する。 ➢ 幅広い関係機関等に対し、こども家庭センターの機能や支援内容の周知を図るとともに、平時から、研修や定期的な協議の場を持つ等、お互いに顔のみえる関係づくりを進める。 ● 一時的な居場所の提供 拡充 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 当面居場所のない女性に対し、相談の段階で柔軟に居場所を確保できるよう、市町の判断で一時的な避難場所を提供できる体制を整備する。 		
指標	女性相談に関する情報への アクセスユーザー数	現状値（令和5年） 1,302人	目標値（令和7年） 5,000人

取組の方向2 女性相談支援員の対応力向上

<p>現状 (問題点とその要因) ・ 課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ こども家庭センターに配置されている女性相談支援員は全て非常勤職員であり、また、DV等暴力に関する相談や対応が中心であったため、ストーカー等これまで相談が少なかった事例についての専門性やノウハウの蓄積が十分にできていない。 ○ 女性相談支援員を配置している市町は10市にとどまっており、うち、配置している窓口を女性相談の窓口として広報周知しているのは8市である。 未配置市町では、相談に応じられないケースや、女性に関する多様な相談支援についての専門性の確保が難しい状況が生じている。 ○ 県民に身近な女性相談の窓口を明確化し、支援の充実を図るため、女性相談支援員の配置促進および資質向上等の方策を検討する必要がある。 		
<p>取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 女性相談支援員の研修内容の拡充 拡充 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 暴力に限らず、多様な要因により困難な状況にある女性に対し、本人の立場に寄り添った最適な支援方法を支援対象者に提案できるよう、女性相談支援員の研修内容の拡充や、困難な状況にある女性への相談支援を実施する他の関係機関と合同で研修を実施する等、研修の充実を図る。 ● 女性相談支援員をサポートする体制整備の検討 <ul style="list-style-type: none"> ➤ こども家庭センターにおいて、社会福祉や相談援助に関する専門的な知識や経験を有するスーパーバイザーとなる職員の配置や、正規職員によるOJT体制を導入する等、女性相談支援員の専門性の強化を実務面でサポートする体制を検討するとともに、市町の女性相談支援員等への助言や支援を行う。 ● 市町への女性相談支援員の配置促進 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 各市町の女性相談の窓口を明確化し、より適切な支援をするため、各市町に女性相談支援員の配置を促進する。 		
<p>指標</p>	<p>女性相談支援員を配置し、女性相談の窓口を広報周知している市町数</p>	<p>現状値（令和5年）</p>	<p>目標値（令和7年）</p>
		<p>8市</p>	<p>14市町</p>

【2 一時保護機能の見直し】

<p>目指す姿</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 支援対象者の状態（保護理由や心身の状況等）に応じた保護を行うための環境（保護場所）が整い、困難な状況にある女性が、過度な制約がない生活環境で、安心して一時保護を受けることができます。 ◆ 一時保護中は、困難な状況にある女性が、心身の安定等を図りながら、保護解除後の生活に向けた様々な支援策について情報提供を受け、自分の希望や意思に沿った支援方針について、女性相談支援員等信頼のおける支援者と共に、検討を行っています。
-------------	---

取組の方向 1 支援対象者の状態に応じた一時保護の実施

<p>現状 (問題点とその要因) 課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一時保護の理由としては、DVも含めた暴力を要因とするものが約8割を占めており、加害者の追及を回避する必要性から、一律に制約の多い生活環境(通信機器等の利用や外出を制限)となっており、支援対象者が保護に同意しなかったり、早期退所するケースが生じている。 ○ そのため、支援対象者のニーズや状況に合わせて、秘匿の必要がない支援対象者については、社会とのつながりを維持でき、過度な制約がない生活環境を提供する必要がある。 		
<p>取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 保護理由やニーズに応じた一時保護先の確保や分別 重点 <ul style="list-style-type: none"> ➢ DV被害者については、引き続き、加害者に居場所を知られることなく確実に安全が守られる生活環境を提供する。 ➢ 秘匿の必要がない支援対象者については、一時保護委託先を分別し、社会とのつながりを維持でき、過度な制約がない生活環境を提供できるよう、制約が緩和された一時保護委託先を確保する。 		
<p>指標</p>	<p>通信機器の使用や通学・通勤等 外出の制約が緩和された一時保護 委託先の数</p>	<p>現状値（令和5年）</p>	<p>目標値（令和7年）</p>
		<p>0施設</p>	<p>3施設</p>

取組の方向2 心理的ケアの実施

<p>現状 (問題点とその要因) ・ 課題</p>	<p>○ 西部こども家庭センター(女性相談支援センター)では、DV等暴力により一時保護された親子に対し、外部委託による心理カウンセリングを実施しているが、積極的な活用がされておらず、一時保護解除後の自立に向けた支援計画への活用が十分ではない状況が生じている。</p> <p>要因として、女性相談支援員が支援対象者や同伴児童に心理的ケアの必要性の説明を行っても、限られた期間内で支援対象者がその必要性を理解するに至らないことや、委託先との日程調整に時間を要し、適時に実施できないことが挙げられる。</p> <p>○ そのため、一時保護中の心理的ケアの導入や活用方法について検討する必要がある。</p>		
<p>取組</p>	<p>● 心理的ケアの導入体制の見直し・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 女性相談支援員が、支援対象者に対する面談の中で、心理カウンセリングの必要性を説明できるよう、女性相談支援員への心理的ケアの理解を深めるための研修の実施や、説明しやすい資料の作成に取り組む。 ➤ 支援対象者の面談に心理士が同席するなどし、支援対象者の現在の状態の評価をもとに、今後望ましい心理的ケアの内容(カウンセリング、通院、リラクゼーションの方法等)を助言するとともに、その後の自立支援に活用できるよう個別支援計画に記載する。 		
<p>指標</p>	<p>一時保護された支援対象者のうち、心理士の面談を受けた割合</p>	<p>現状値 (令和4年)</p>	<p>目標値 (令和7年)</p>
		<p>14.3%</p>	<p>50%</p>

【3 自立支援の推進】

<p>目指す姿</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 困難な状況にある女性が、活用できる支援策について情報提供を受け、自分の希望や意思を尊重されながら、女性相談支援センターや市町において、支援調整会議の場を活用し、自立に向けた支援方針の検討が行われています。 ◆ 本人が地域生活に移行した後も、支援方針を基に、市町の女性相談支援員や関係機関の支援者等が自立を支援し、新たな困り事や問題の発生があった場合も早期に発見できています。
-------------	--

取組の方向 1 関係機関との連携による継続的な支援・見守り

<p>現状 (問題点とその要因) ・ 課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一時保護解除後、帰宅や帰郷など、在宅での生活に移行する支援対象者は4割強いるが、一時保護の段階から、西部こども家庭センター(女性相談支援センター)、市町、関係機関等が、自立に向けた支援方針の検討及び決定を行う仕組みが整備されていない。また、行先を所管する市町にも専門の部署がなく、在宅支援のノウハウの蓄積もないことから、その後の自立支援に十分に活用されていない。 ○ そのため、一時保護解除後の支援が途切れないよう、帰宅後も状況確認や必要な支援を提供できる体制を構築する必要がある。 		
<p>取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 個別支援計画に基づいた継続的な支援の実施 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 一時保護中に、支援対象者の自立に関係する機関等を構成員として支援調整会議を開催し、支援対象者本人の意向を確認しながら、解除後の支援内容、支援者の役割分担、支援者側から行うことができるアプローチ(電話連絡、定期的な面談等)等を検討し、個別支援計画を作成する。帰宅後も、個別支援計画に基づき、状況確認や必要な支援を行う。 		
<p>指標</p>	<p>一時保護解除後に在宅での生活を送っている人のうち、支援計画に基づき継続的な支援を受けている人の割合</p>	<p>現状値 (令和5年)</p> <p>0%</p>	<p>目標値 (令和7年)</p> <p>35%</p>

取組の方向2 施設やそのノウハウを活用した自立支援

<p>現状 (問題点とその要因)</p> <p>課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一時保護解除後、女性自立支援施設や母子生活支援施設等へ入所する支援対象者は2割強おり、施設入所した場合は、入所後の支援、市町等関係機関への同行・つなぎ、退所後のアフターフォロー等を基本的に施設が実施している。一方で、施設入所せず在宅で生活する支援対象者については、市町や施設からのサポートが充分に行われていない。 ○ 市町によって、母子生活支援施設への入所方針が異なっている場合がある。 ○ そのため、支援対象者の自立支援にあたって、必要に応じて施設の知見やノウハウを、在宅で生活する支援対象者への自立支援に活用できる方策を検討する必要がある。 		
<p>取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設の支援調整会議への参加促進 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 女性自立支援施設や母子生活支援施設に対し、在宅で生活する支援対象者に関する支援調整会議についても、必要に応じて参加を求める。 ➢ 女性自立支援施設や母子生活支援施設による通所型支援（居場所確保等）や、訪問型支援（心理的ケアの実施等）の実施について検討する。 ● 市町への施設活用に係る情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 全ての市町が、必要に応じて速やかに母子生活支援施設への入所を決定できるよう、入所好事例や他市町の入所の判断基準の共有等に取り組む。 		
<p>指標</p>	<p>一時保護解除後に在宅での生活を送っている人のうち、支援計画に基づき継続的な支援を受けている人の割合（再掲）</p>	<p>現状値（令和5年）</p>	<p>目標値（令和7年）</p>
		<p>0%</p>	<p>35%</p>

【4 関係機関の連携による包括的な支援体制の整備】

<p>目指す姿</p>	<p>◆ 困難な状況にある女性の支援に関わる多岐にわたる関係機関が、支援調整会議の設置によってネットワークを構築し、支援対象者が最初にたどり着いた窓口がどこであっても、関係する機関が対等の立場で、支援対象者本人の希望・意思を尊重した最適な支援に向けて協議を行いながら、役割分担をして、包括的・継続的な支援にあたっています。</p>		
<p>現状 (問題点とその要因) ・ 課題</p>	<p>○ 女性相談では、DV、精神疾患、貧困等複合的な課題を抱えた支援対象者が多く、多分野連携が必要不可欠であるが、こども家庭センターではDV等暴力に関する相談や対応が中心となっており、秘匿性への配慮から、市町や他の支援機関との情報共有や連携が十分にできていない。</p> <p>○ 市町においては、要保護児童対策地域協議会と統合・連携したDV防止ネットワークが22市町で設置されているが、いずれにおいても、関係法令上守秘義務の規定がなかったこともあり、定例の情報交換のみにとどまる運用となっている。</p> <p>○ そのため、困難女性支援法により、支援調整会議の設置や構成員の守秘義務が明確に規定されたことを踏まえ、関係機関の連携体制の強化（支援調整会議の設置等）を図る必要がある。</p>		
<p>取組</p>	<p>● 市町への支援調整会議の設置促進・活用 重点 新規</p> <p>➢ 市町の既存のDV防止ネットワーク等を活用して、まずは、個別ケースについて支援方針等を検討する支援調整会議の設置を進める。</p> <p>● 個別支援計画に基づいた継続的な支援の実施（再掲）</p> <p>➢ 一時保護をしたケースについては、原則、一時保護中に、支援対象者の自立に関係する機関等を構成員として、西部こども家庭センター(女性相談支援センター)が支援調整会議を提案し、支援対象者本人の意向を確認しながら、解除後の支援内容、支援者の役割分担、支援者側から行うことができるアプローチ(電話連絡、定期的な面談等)等を検討し、個別支援計画を作成する。</p> <p>➢ 女性自立支援施設に入所したケースについては、退所後の行き先となる市町が主体となって、西部こども家庭センター(女性相談支援センター)、女性自立支援施設及び支援対象者の自立に関係する機関等を構成員とした支援調整会議を開催し、退所を見据えた個別支援計画を策定する。</p> <p>➢ 一時保護の有無にかかわらず在宅で生活しているケースについても、市町が中心となり、支援対象者に関わる関係機関等が、支援対象者の希望・意思を尊重しながら、支援内容や支援者の役割分担等を検討できるよう、支援調整会議の機能の拡充を図る。</p>		
<p>指標</p>	<p>支援調整会議が設置され、支援対象者が包括的で継続的な支援を受けられる体制が整備された市町数</p>	<p>現状値（令和5年）</p>	<p>目標値（令和7年）</p>
		<p>0市町</p>	<p>9市町</p>